

周南市こどもプラン

次世代育成支援後期周南市行動計画

平成 22 年 3 月

周 南 市

周南市こどもプランの策定にあたって

子どもの声が地域に響けば明るい周南の未来が見えてきます。
少子化が進む中、子どもたちは次代を担う地域の大切な宝です。

今、子育ては地域の力を必要としています。

私は、市長就任以来、子どもを生み育てやすい環境づくりや、
子どもたちにとって安心・安全なまちづくりをするための様々な
子育て支援策を少子化対策と考え、積極的に取り組んで参りました。



このたび市では「周南市こどもプラン・次世代育成支援後期周南市行動計画」の
策定にあたり、「次世代育成支援前期周南市行動計画」と「周南市青少年健全育成
プラン」の二つの計画書を一元化しました。

本計画は、国・県の動向を踏まえ、市民対象のアンケート調査を実施し、社会情
勢全般の動きを見極めながら、乳幼児から青少年までのライフステージに応じた実
効性のあるプランを検討したものであり、今後の周南市における子どもの育成支援
の進むべき方向を示すものと考えております。

基本理念は、「はぐくみ はぐくまれ 子育てにやさしいまち しゅうなん」を掲
げ、子育ての社会化に向けて、家庭、地域、学校、行政が一体となった取り組みを
推進していくこととしております。

本計画を通じて、より多くの市民の皆様には、本市の子育て支援について、理解と
関心を深めていただき、「子どもと子育てを応援する社会」の実現を目指して、「す
べては子どものため」に、全力で進めてまいります。

終わりに本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただいた「周南市こども育成
支援対策審議会」の委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただいた方々に対し、
厚くお礼申し上げますとともに今後とも一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

平成22年3月

周南市長

島津幸男

目 次

第1章 計画の概要

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 計画策定の背景及び趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格と位置付け | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の基本理念 | 3 |
| 5 | 計画の基本目標 | 4 |
| 6 | 計画の体系 | 5 |
| 7 | 計画の策定体制 | 6 |

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 人口等の動向 | 7 |
| 2 | 就労環境 | 12 |
| 3 | 子育て支援サービス等の現状 | 15 |
| 4 | アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ | 24 |

第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもが豊かな心を持ち健やかに育つことができるまちづくり

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるために | 30 |
| 2 | 子どもと親のコミュニケーションを十分確保するために | 34 |
| 3 | 子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化に対応するために | 37 |
| 4 | 子どもの学校生活を充実させるために | 42 |
| 5 | 子どもが様々な活動や体験をするために | 45 |
| 6 | 子どもの人権を守るために | 50 |
| 7 | 障害児に対する支援充実のために | 53 |

基本目標2 すべての家庭が安心とゆとりを持って、 子どもを生き育てることができるまちづくり

- 1 喜びと安心に満ちた健康で安全な妊娠と出産のために …… 57
- 2 育児等について気軽に相談し、広く情報を取得するために …… 60
- 3 安心して子どもを預けられる場所を確保するために …… 63
- 4 家族で協力して子育てをするために …… 66
- 5 子育てに伴う経済的負担の軽減のために …… 69

基本目標3 地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり

- 1 子育て家庭と地域との連携を確保するために …… 71
- 2 地域の人々との交流を促進するために …… 74
- 3 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために …… 77
- 4 子どもにも子ども連れにも外出しやすいまちにするために …… 81
- 5 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために …… 83

基本目標4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

- 1 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために …… 86
- 2 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために …… 89
- 3 社会の一員としての自覚と責任を持ち、親になる準備を進めるために …… 91

第4章 計画の実現のために

- 1 子育ての社会化に向けた気運の醸成 …… 94
- 2 関係機関等との連携・協働 …… 94
- 3 計画の進捗管理 …… 94

(参考)

- 1 子育て環境の目標事業量の設定について …… 95

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

本市では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画として、「次世代育成支援周南市行動計画」を策定しました。この計画は、これまで数々の子育て支援策を行ってきたにもかかわらず、なおも進行する少子化への対策として、国がこれまでの取り組みを見直すと同時に、新たに「子育ての社会化」という考え方を導入して、市町村にその策定を義務づけた計画で、平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とする前期計画として、期間満了を迎えようとしています。

平成14年9月に国の「少子化対策プラスワン」が発表されるまでの少子化対策は、「少子化の要因は晩婚化、未婚化にある」という前提に立ったものでした。すなわち、少子化の要因である晩婚化、未婚化が進んでいるのは仕事と子育ての両立が難しいからで、それを解消するためには、主に保育サービスの充実を中心とした仕事と子育ての両立支援施策を推進しようという考え方です。従来の「エンゼルプラン」はまさにこの観点から策定されてきたものでした。

しかし、「少子化対策プラスワン」では、少子化の新たな要因として「夫婦の出生力の低下(子どもを持たない夫婦の増加)」に光が当てられました。それまでは結婚すれば子どもを生む選択をすると考えられていたわけですが、その根底が覆されることになったわけです。そこで、国は従来の「子育てと仕事の両立支援」中心の取り組みに、「地域における子育て支援」、「男性を含めた働き方の見直し」などを加え、「子育ての社会化」の考え方を取り入れた施策の推進を打ち出します。次世代育成支援行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」の制定もこの流れの延長上にあり、ここでは、「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会」が目指す姿として描かれています。

さらに、前期計画策定後も、国は、「少子化社会対策大綱(平成17年6月)」、「新しい少子化対策について(平成18年6月)」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針(平成19年12月)」、「新待機児童ゼロ作戦(平成20年2月)」など次々と少子化対策について方針や施策を発表しています。特に、「子ど

もと家族を応援する日本」重点戦略では、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」解消のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を、車の両輪として同時並行的に推進していくことが必要不可欠とされており、後期計画の策定においては、かかる観点からの施策展開と「利用者の視点に立った点検・評価の導入」が求められています。

一方、本市では、子どもの育成を地域社会全体の課題として捉え、家庭、地域、学校、行政が一体となり、総合的な視点に立って、「元気な周南っ子」育成を推進するための行動指針として、平成18年3月、「周南市青少年健全育成プラン」を策定し、市民との協働による子どもの育成を推進してきました。

つまり本市では、子どもに関する計画を2つ策定し、「子育て支援」は次世代育成支援行動計画で、「子どもの育成」は青少年健全育成プランで、といった施策の棲み分けと二元的な施策の展開を行ってきました。しかし、両計画ともに、究極のテーマは「次代を担う子どもをどう育てるか」ということであり、本市が今後進める様々な分野にまたがる子どもに関する施策を効果的かつ機動的に展開するためにも、両計画の統合・再編が必要です。

そこで、国の新しい動向とこれまでの両計画の進捗状況を踏まえつつ、両計画を一元化し、より総合的に、また行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員がそれぞれの立場で、少子化時代の子育て環境づくりに取り組むべく、ここにその指針としての「次世代育成支援後期周南市行動計画」を策定することとしました。

2 計画の性格と位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、周南市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものであり、家庭における子育てを中心に、行政、企業・職場、学校、地域団体など、社会全体で少子化時代の子育て環境づくりに取り組むための方向性を示すものです。

また、この計画は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画」等、既存の各種関連計画とも整合性を図りました。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

3 計画の期間

この計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。

4 計画の基本理念

“はぐくみ”“はぐくまれ” 子育てにやさしいまち しゅうなん

「子育ての基本は“家庭”にあり」、これは誰しも認めるところです。親がしっかりと責任を持って子育てに取り組んでこそ、健やかな子どもの成長が期待できることは言うまでもありません。

しかしながら近年、核家族化をはじめ女性の社会進出の増大、子育てと仕事の両立を求める人々の増加など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。

子育て中の親にとっては、行政や保育・教育機関に対する期待が益々高まっています。行政も一定の支援が必要ですが、多様な市民ニーズへのきめ細かな対応の必要性や厳しい財政状況を考えると、行政だけで子育て問題を解決することは困難な状況になってきています。

今、子育ては地域の力を必要としています。子どもの声が地域に響けば明るい周南の未来が見えてきます。少子化が進む中、今の子どもたちは次代を担う地域の大切な宝です。子育て家庭を地域や市全体で温かく見守り、必要に応じ手助けをしたり、元気づけたりしていくことが重要です。

そして、子育てを通じて、子どもはもちろんのこと、親や地域、市も育っていく。市民一人ひとりが積極的に子育てに関わり、子育てを通じて新しいコミュニティを形成していく。そのようなまちづくりを目指し、本計画においても前計画の基本理念を継承し、子育てにやさしいまちの実現を図ることとします。

5 計画の基本目標

前期計画では、基本理念を実現するために、周南市の現状と課題を踏まえて6つの目標を設定し、行政施策の体系化を行っていました。また、国の策定指針が行政施策を柱としたものであったため、行動計画における「行動」主体も「行政」中心のものとなっています。

しかし、基本理念で謳っているように、本当に「子育ての社会化」を推進するのであれば、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を取り入れながら、どのような子育て社会を目指すのかを市民の視点から設定し、その達成のために必要な条件を洗い出すことによって、施策体系を再構築する必要があります。

また、「利用者の視点に立った点検・評価」を導入し、計画の成果を検証可能なものとするためには成果指標の設定が不可欠ですが、次世代育成支援については行政の努力だけで成果を上げることができるものは極めて限られています。子育ての中心はやはり家庭であり、家庭と地域、学校さらには企業、事業所を巻き込んだ取り組みを行わなければ、成果が見えてこないものがほとんどです。成果指標を設定する以上、行動計画の「行動」の主体を行政のみならず、家庭や地域にも拡大し、それぞれの行動を計画の中身として位置付けることが必要です。

本計画では、このような観点から市と市民が目指すまちの姿を、子ども、子育て家庭、地域社会、次代の親という4つの視点から次のように設定し、計画の基本目標とします。

基本目標1

子どもが豊かな心を持ち健やかに育つことができるまちづくり

基本目標2

すべての家庭が安心とゆとりを持って、子どもを生き育てることができるまちづくり

基本目標3

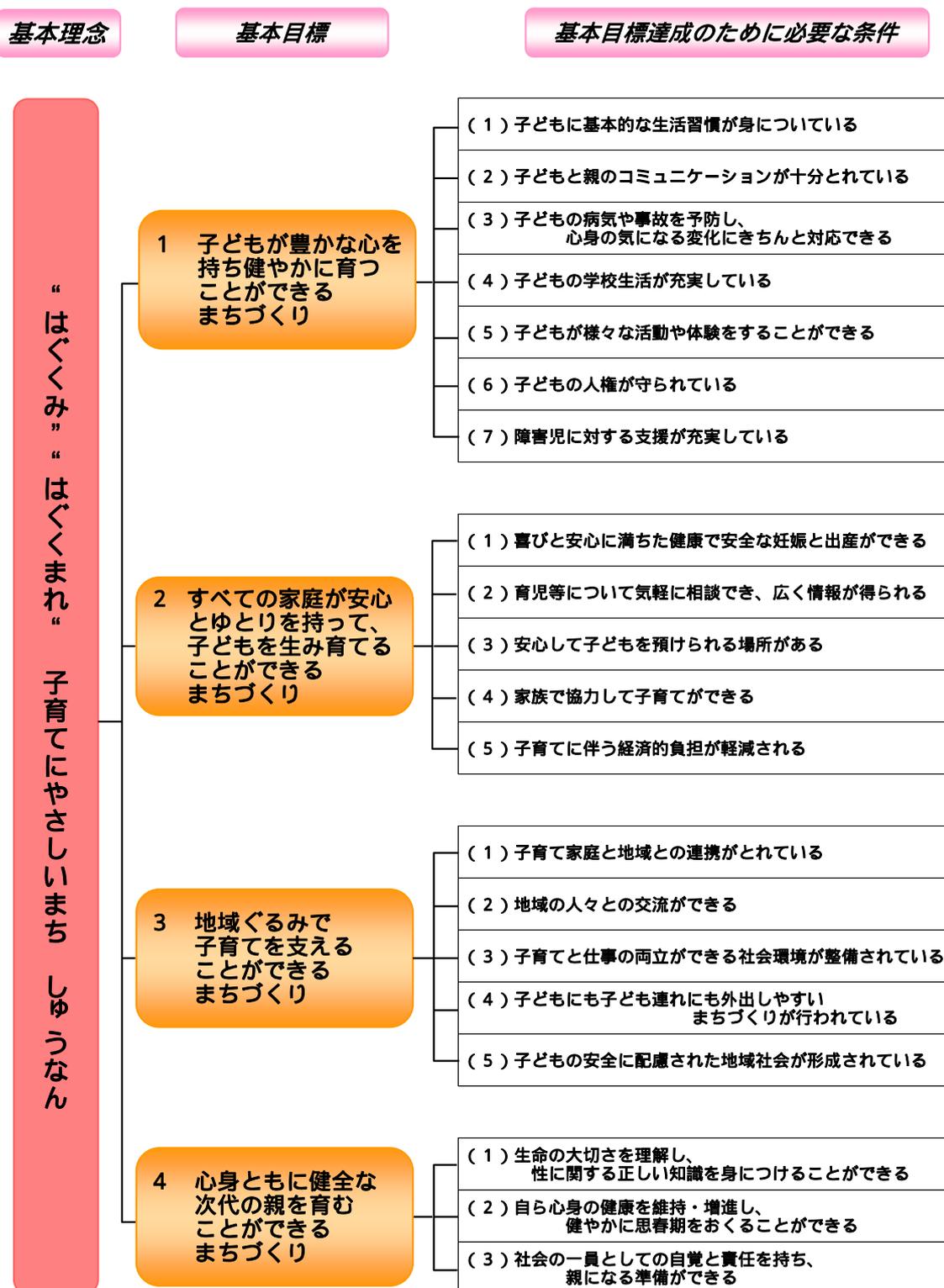
地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり

基本目標4

心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

6 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第3章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標値を設定することとします。



7 計画の策定体制

(1) 周南市こども育成支援対策審議会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、次世代育成支援施策の推進に係る検討を行うために、「周南市こども育成支援対策審議会」を設置し、審議を行いました。

(2) 子育て支援に関する市民アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態・意見・要望、健全育成支援施策に関する市民の意識・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査の実施概要

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 市内在住の0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭 市内在住の小学1～4年生の児童がいる家庭 市内在住の小学5・6年生の児童がいる家庭 市内在住の20歳以上の男女 市内の小学5年生 市内の中学2年生 以上、すべて抽出調査 |
| 調査方法 | ～ : 郵送配布・郵送回収 ・ : 学校を通じて配布・回収 |
| 調査期間 | ～ : 平成20年9月11日(木)～9月25日(木) ～ : 平成20年12月9日(火)～12月24日(火) |
| 回収結果 | 配布数：2,040件、有効回収数：1,080件(有効回収率：52.9%) 配布数：1,360件、有効回収数：641件(有効回収率：47.1%) 配布数：680件、有効回収数：322件(有効回収率：47.4%) 配布数：2,000件、有効回収数：962件(有効回収率：48.1%) 配布数：898件、有効回収数：800件(有効回収率：89.1%) 配布数：1,112件、有効回収数：988件(有効回収率：88.8%) |

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向

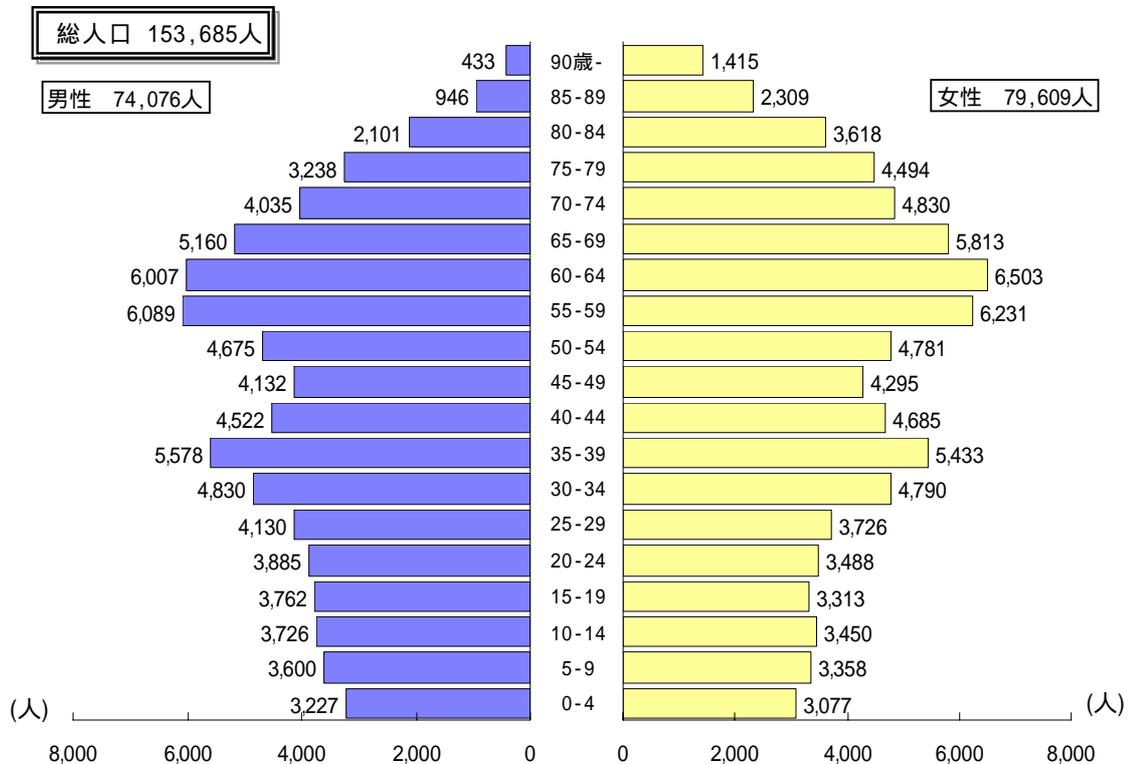
(1) 人口の推移

総人口

本市の平成21年4月1日現在の総人口は、男性74,076人、女性79,609人の計153,685人です。第1次ベビーブーム世代である50代後半から60代前半と、そのジュニア世代である30代後半の人口が最も多く、30歳未満の若い世代は少なくなっていることがわかります。

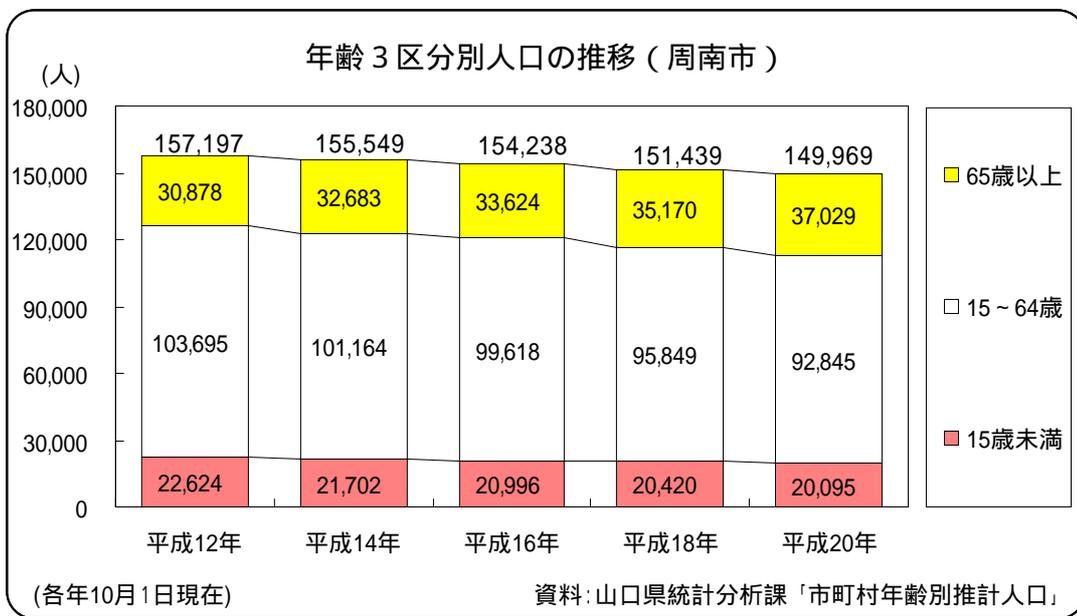
現在の30代に比べ、20代の人口がかなり少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

周南市の人口ピラミッド（平成21年4月1日現在）



年齢3区分別人口の推移

人口の推移を見ると、全体の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は減少し続け、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

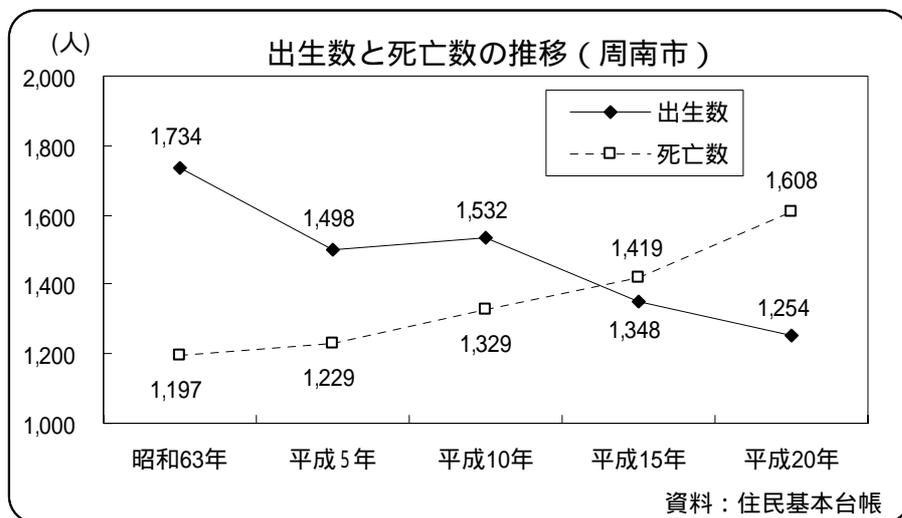


平成14年以前の数字は、旧2市2町の数字を合計したものです（以下同じ）。

自然動態 - 出生数と死亡数の推移 -

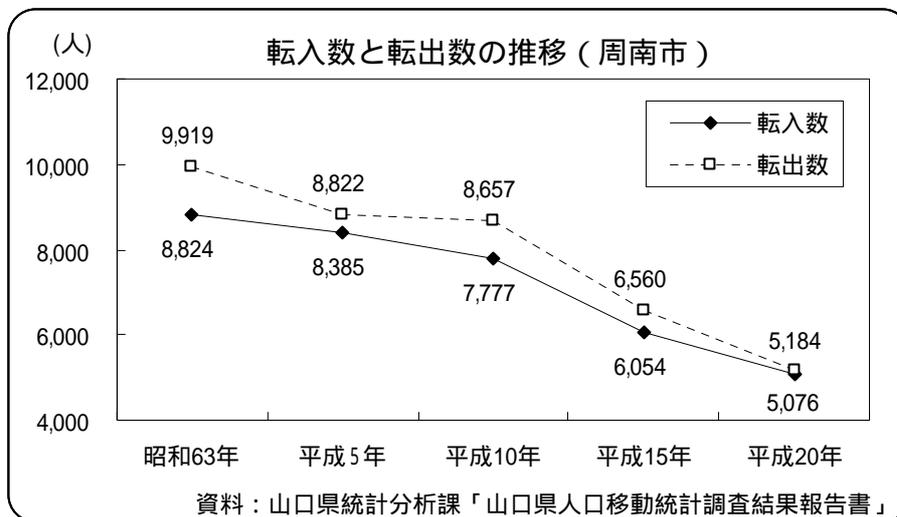
出生数は減少が続いており、平成20年は1,254人であり、20年前に比べ480人、率にして27.7%の減少となっています。一方、死亡数は一貫して増加傾向にあります。

本市では、平成15年頃から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、近年、その差はさらに広がる傾向にあります。



社会動態 - 転入数と転出数の推移 -

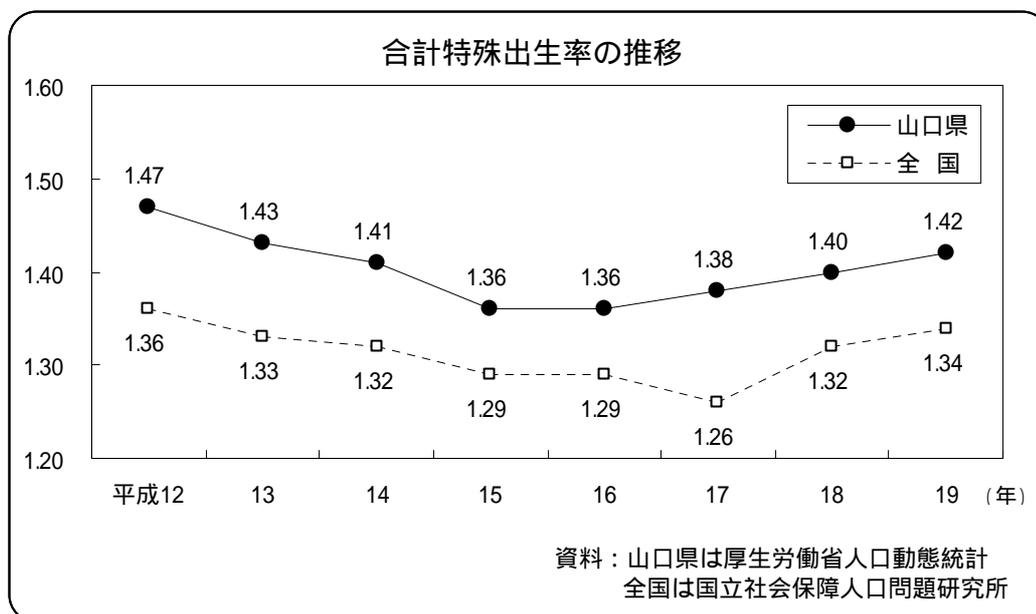
ここ20年間の転入数、転出数の推移を見ると、本市では、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成20年は転入数5,076人に対し転出数5,184人で、108人の社会減となっています。



合計特殊出生率 の推移

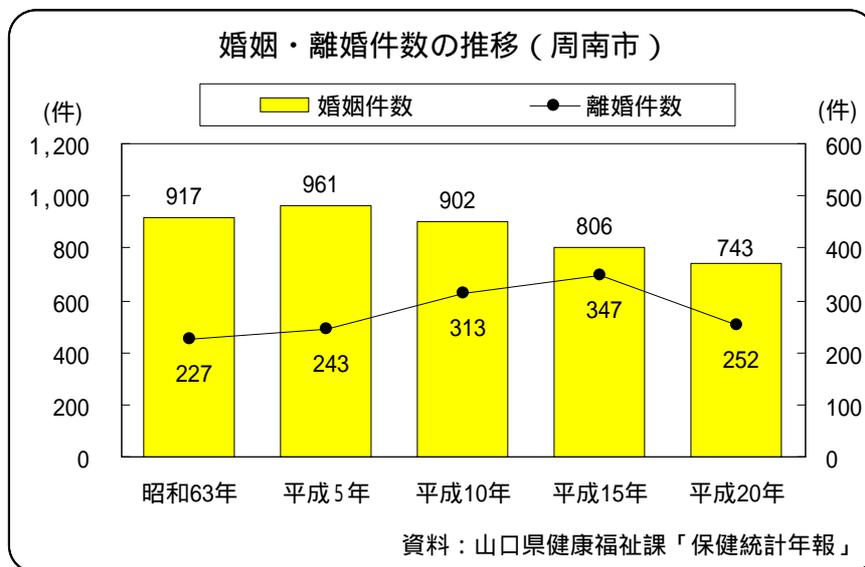
平成12年から19年にかけての合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、山口県は年によるばらつきはありますが、1.36～1.47の範囲で変化し、国(1.26～1.36)と比べると概ねやや高い値で推移しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が2.07程度とされていることを考えると、本市においてもなお深刻な少子化状況となっていることが、推測されます。

合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当するとされる。



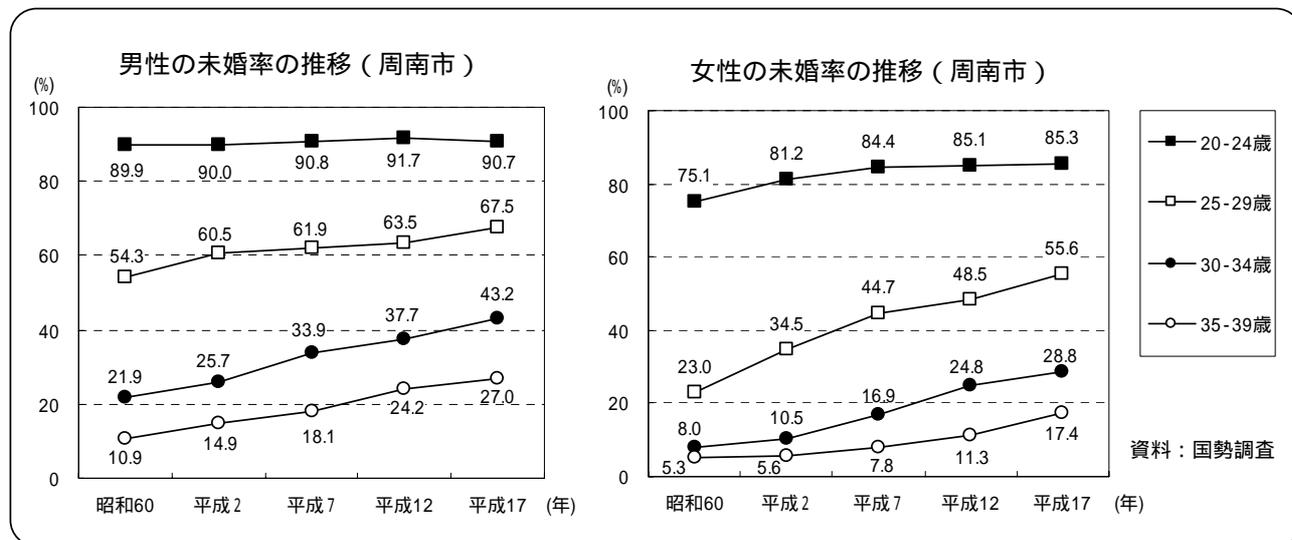
(2) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成5年から5年おきの推移を見ると減少傾向にあることがわかります。これに対し、離婚件数は最近まで増加傾向にありましたが、平成20年は5年前の平成15年に比べ、27.4%減の252件となっています。



(3) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、ほぼすべての階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、女性では20代後半から30代前半での未婚率の上昇が著しく、35～39歳になると未婚率の上昇傾向がやや鈍化しているものの、本市においても、女性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。



(4) 世帯数の推移

昭和60年からの20年間の世帯数の推移は以下のとおりで、総世帯数は平成12年までは一貫して増加傾向にありましたが、その後は横ばい傾向にあります。また、核家族家庭の増加等により、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

また、近年の離婚件数の増加を受けて、母子世帯数は平成7年から17年までの10年間で、785世帯から1,053世帯へと34.1%増となっています。一方、父子世帯数は同じ10年間で微減傾向にあることから、離婚した場合には母親が子どもを引き取るケースが多いことがうかがえます。

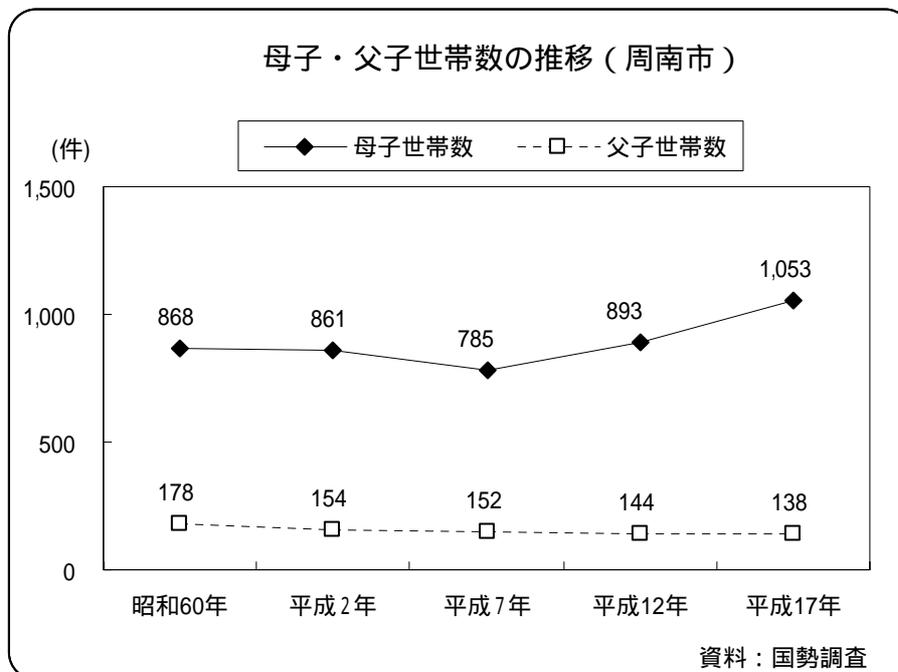
世帯数の推移（周南市）

(単位：世帯)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総世帯数 | 54,696 | 56,693 | 59,412 | 60,805 | 60,661 |
| 母子世帯数 | 868 | 861 | 785 | 893 | 1,053 |
| 父子世帯数 | 178 | 154 | 152 | 144 | 138 |
| 1世帯あたりの の人数(人) | 3.06 | 2.90 | 2.72 | 2.59 | 2.51 |

各年10月1日現在

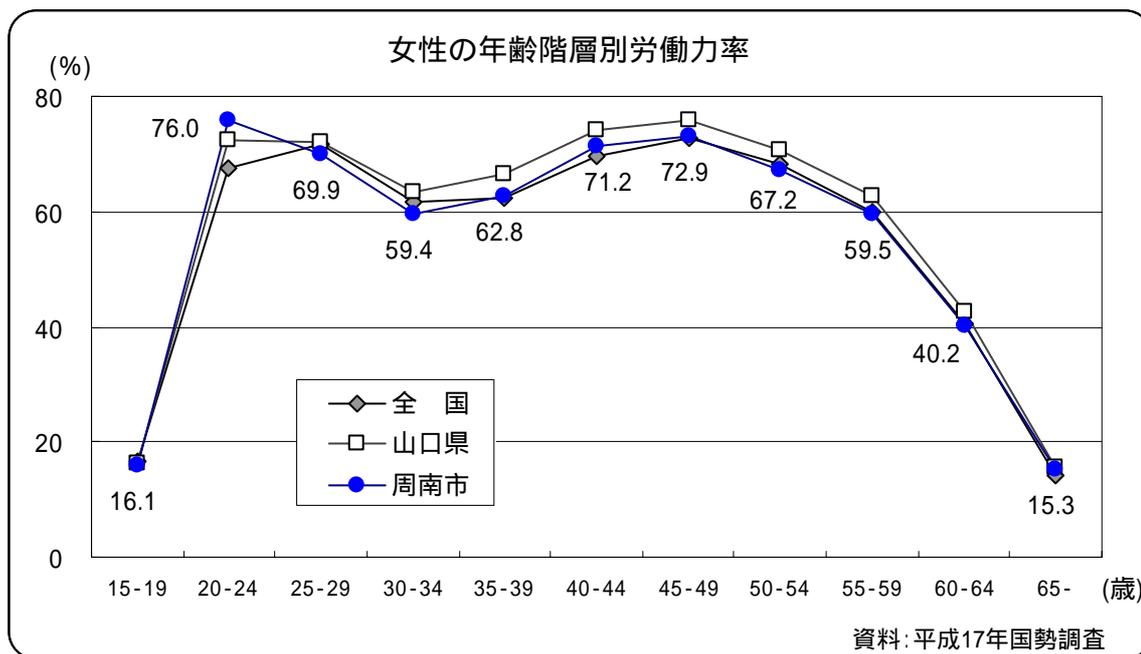
資料：国勢調査



2 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、本市でもほぼ国・県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半から30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、市民アンケート調査結果においても、母親の多くが出産を契機に仕事を辞めた経験を持っているという事実が裏付けられています。この背景には、子どもがある程度大きくなるまでは子育てを優先したいと考えている人が多いという実態もありますが、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もたくさんいます。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立させ、結婚、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。

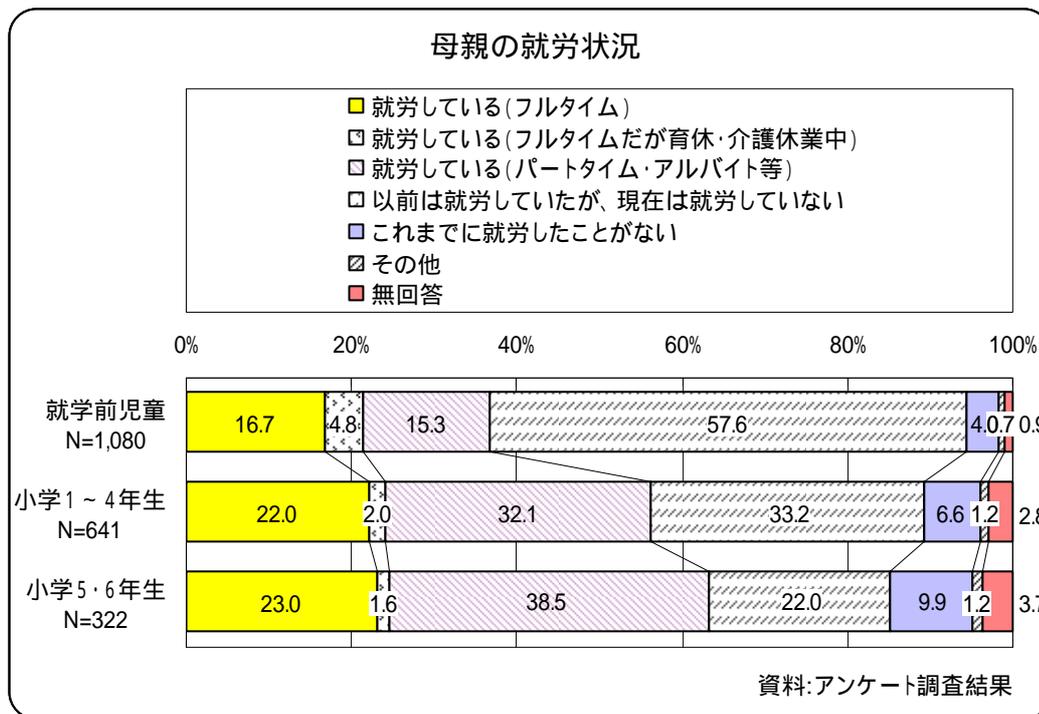


(2) 母親の就労状況

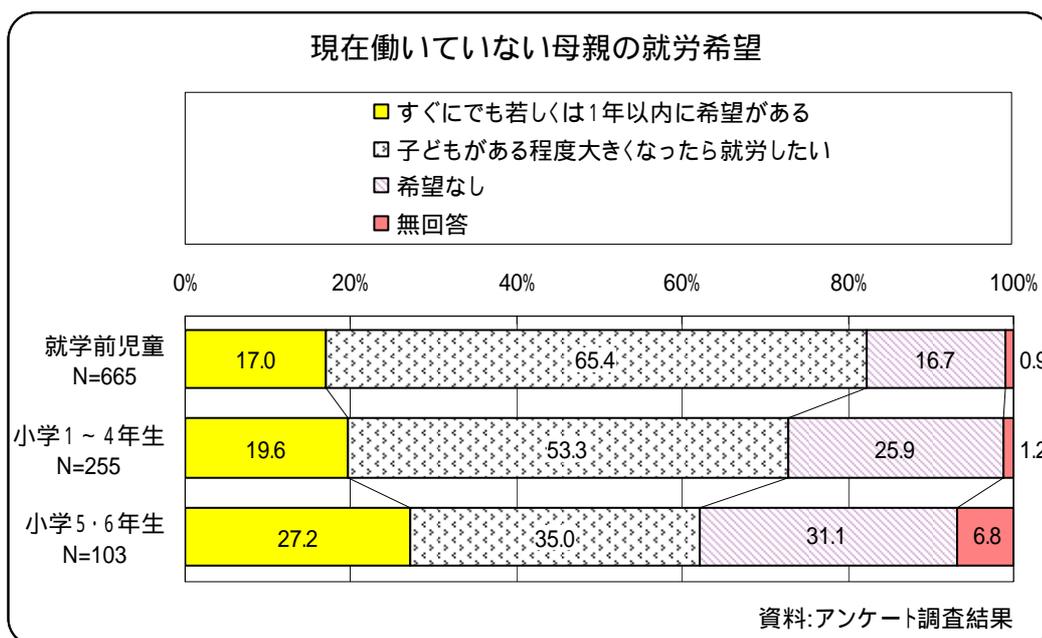
アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で36.8%、小学1～4年生の母親で56.1%、小学5・6年生の母親で63.1%の人が働いていることがわかります。一方、以前は就労していたが現在は就労していない人の割合は、就学前児童の母親で57.6%、小学1～4年生の母親で33.2%、小学5・6年生の

母親で 22.0%となっています。これらのデータから、子どもの年齢が上がるにつれて母親の再就職が進んでいる様子がうかがえます。

また、一方で、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも若しくは1年以内に」または「子どもがある程度大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

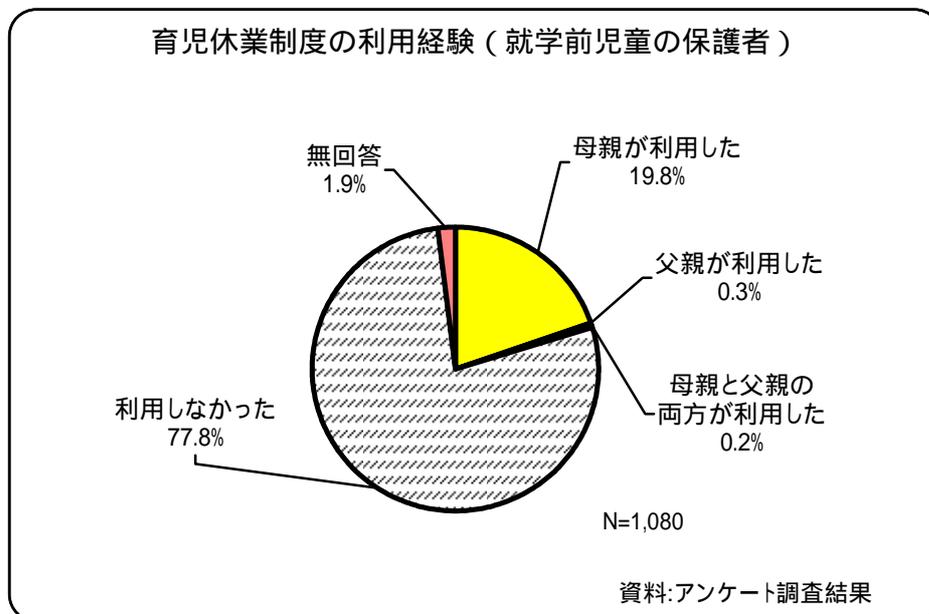


グラフ中のNは、割合算出の基数となる有効回答数を示しています(以下同じ)。



(3) 育児休業制度の利用状況

アンケート調査の結果から就学前児童の保護者の育児休業の利用状況をみると、「利用した」と回答した人は20.3%で、そのほとんどが母親の利用となっており、父親の利用は極めて低調であることがわかります。



3 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成17年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。年によって入所率にばらつきはありますが、子どもの年齢が高くなるにつれて概ね入所率も高くなっていることがわかります。

認可保育所入所状況の推移（年齢別）

| 区 | 分 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 児童総数(人) | 1,233 | 1,204 | 1,295 | 1,215 | 1,254 |
| | 入所児童数(人) | 86 | 76 | 87 | 86 | 76 |
| | 入所率(%) | 7.0 | 6.3 | 6.7 | 7.1 | 6.1 |
| 1歳児 | 児童総数(人) | 1,341 | 1,268 | 1,199 | 1,305 | 1,258 |
| | 入所児童数(人) | 279 | 258 | 255 | 295 | 299 |
| | 入所率(%) | 20.8 | 20.3 | 21.3 | 22.6 | 23.8 |
| 2歳児 | 児童総数(人) | 1,390 | 1,331 | 1,296 | 1,190 | 1,301 |
| | 入所児童数(人) | 364 | 389 | 355 | 323 | 376 |
| | 入所率(%) | 26.2 | 29.2 | 27.4 | 27.1 | 28.9 |
| 3歳児 | 児童総数(人) | 1,383 | 1,380 | 1,333 | 1,286 | 1,195 |
| | 入所児童数(人) | 498 | 463 | 459 | 435 | 399 |
| | 入所率(%) | 36.0 | 33.6 | 34.4 | 33.8 | 33.4 |
| 4歳児 | 児童総数(人) | 1,383 | 1,400 | 1,376 | 1,325 | 1,296 |
| | 入所児童数(人) | 518 | 542 | 491 | 479 | 458 |
| | 入所率(%) | 37.5 | 38.7 | 35.7 | 36.2 | 35.3 |
| 5歳児 以上 | 児童総数(人) | 1,484 | 1,373 | 1,399 | 1,356 | 1,351 |
| | 入所児童数(人) | 517 | 524 | 555 | 498 | 498 |
| | 入所率(%) | 34.8 | 38.2 | 39.7 | 36.7 | 36.9 |

各年4月1日現在

資料：周南市こども家庭課

区域外受入人数は除く

認可保育所入所状況の推移（保育所別）

平成21年4月1日現在、市内には公立の認可保育所18施設、私立の認可保育所9施設の計27施設があり、総定員2,345人となっています。定員に対する入所率は平成21年4月1日現在で約89.8%となっており、本市では、大都市部で顕在化している、保育所に入りたくても入れない、いわゆる「待機児童」は、発生していません。

認可保育所入所者数の推移（保育所別）（各年4月1日現在、単位：人）

| 保育所名 | 区分 | 定員 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第一保育園 | 公立 | 60 | 54 | 57 | 66 | 54 | 49 |
| 第二保育園 | 公立 | 180 | 183 | 195 | 182 | 178 | 186 |
| 櫛浜保育園 | 公立 | 120 | 118 | 127 | 124 | 117 | 112 |
| 須々万保育園 | 公立 | 90 | 103 | 90 | 88 | 79 | 68 |
| 中須保育園 | 公立 | 45 | 21 | 17 | 14 | 10 | 12 |
| 飯島保育園 | 公立 | 45 | 25 | 29 | 26 | 8 | 20 |
| 周央保育園 | 公立 | 120 | 120 | 120 | 113 | 105 | 97 |
| 尚白保育園 | 公立 | 70 | 74 | 68 | 64 | 56 | 64 |
| 大内保育園 | 公立 | 120 | 130 | 137 | 128 | 119 | 110 |
| 菊川保育園 | 公立 | 90 | 91 | 95 | 85 | 102 | 89 |
| 城ヶ丘保育園 | 公立 | 100 | 95 | 96 | 96 | 81 | 80 |
| 川崎保育園 | 公立 | 60 | 56 | 60 | 55 | 50 | 58 |
| 福川保育園 | 公立 | 120 | 126 | 136 | 131 | 119 | 100 |
| 富田南保育園 | 公立 | 60 | 67 | 66 | 51 | 46 | 47 |
| 若山保育園 | 公立 | 70 | 74 | 67 | 70 | 68 | 74 |
| 乳児保育園 | 公立 | | 26 | 20 | 廃園 | | |
| 三丘保育園 | 公立 | 45 | 43 | 35 | 30 | 19 | 19 |
| 勝間保育園 | 公立 | 90 | 69 | 69 | 65 | 54 | 53 |
| 鹿野保育園 | 公立 | 45 | 29 | 28 | 39 | 39 | 48 |
| 徳山中央保育園 | 私立 | 150 | 153 | 145 | 141 | 149 | 144 |
| 遠石保育園 | 私立 | 90 | 96 | 93 | 91 | 84 | 87 |
| 和光保育園 | 私立 | 120 | 130 | 126 | 128 | 124 | 120 |
| 共楽保育園 | 私立 | 90 | 74 | 74 | 75 | 84 | 81 |
| こもれび保育園 | 私立 | 90 | 103 | 103 | 102 | 100 | 103 |
| 荘宮寺保育園 | 私立 | 45 | 49 | 47 | 47 | 50 | 51 |
| 米光保育所 | 私立 | 30 | 25 | 28 | 27 | 27 | 22 |
| ひまわり保育園 | 私立 | 110 | 85 | 81 | 80 | 71 | 69 |
| すみれ保育園 | 私立 | 90 | | | 38 | 77 | 96 |
| 管外保育所（合算） | 公私 | | 43 | 43 | 46 | 46 | 47 |
| 計 | | 2,345 | 2,262 | 2,252 | 2,202 | 2,116 | 2,106 |

区分及び定員は平成21年4月1日現在
区域外受入人数は除く

資料：周南市こども家庭課

特別保育等の実施状況

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。

延長保育と一時保育、休日保育については、平成20年度から実施か所を拡大し、延長保育は16施設、一時保育（平成21年度から一時預かり）は23施設、休日保育は2施設での実施となっています。また、乳幼児健康支援一時預かり（平成20年度から病児・病後児保育）は、3施設で実施しています。

特別保育等の実施状況の推移

(単位：か所,人)

| 区 分 | | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | |
|-----------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所における事業 | 延長保育 | 実施か所数 | 14 | 14 | 14 | 16 | 16 |
| | | 延利用児童数 | 40,744 | 41,110 | 39,411 | 40,801 | 32,462 |
| | 低年齢児保育 (3歳未満児) | 実施か所数 | 26 | 26 | 27 | 27 | 27 |
| | | 利用児童数 | 729 | 723 | 697 | 704 | 751 |
| | 障害児保育 | 実施か所数 | 19 | 20 | 19 | 20 | 18 |
| | | 利用児童数 | 66 | 78 | 82 | 95 | 76 |
| | 一時保育 (一時預かり) | 実施か所数 | 13 | 13 | 13 | 23 | 23 |
| | | 延利用児童数 | 8,475 | 9,196 | 8,361 | 7,775 | 7,811 |
| | 休日保育 | 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | | 延利用児童数 | 190 | 132 | 131 | 384 | 511 |
| その他 | 子育て支援 短期利用 | 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 延利用児童数 | 15 | 36 | 0 | 7 | 13 |
| | 乳幼児健康支援 一時預かり (病児・病後児保育) | 実施か所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 延利用児童数 | 3,122 | 3,131 | 3,343 | 2,901 | 2,693 |

実施か所数は各年4月1日現在

資料：周南市こども家庭課

子育て支援短期利用の延利用児童数については、トワイライトステイ事業とショートステイ事業を合計した数値
各事業の説明は、P95参照（障害児保育は、P54参照）

ファミリーサポートセンターの状況

育児の援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）が相互援助活動を行う事業で、平成12年度から周南市ファミリーサポートセンターを開設しています。依頼会員数に対して提供会員数が少ないという状況は開設以来変わっておらず、今後も提供会員の増員に努める必要があります。

ファミリーサポートセンターの状況の推移

| 区 分 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 依頼会員(人) | 481 | 594 | 676 | 652 | 683 |
| 提供会員(人) | 249 | 276 | 295 | 220 | 207 |
| 両方会員(人) | 116 | 143 | 153 | 129 | 132 |

各年4月1日現在

資料：周南市ファミリーサポートセンター

(2) 幼稚園教育

幼稚園入園状況の推移（幼稚園別）

幼児期における教育の重要性から、幼稚園教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、近年の少子化と保育需要の増大により、園児数は定員を大きく下回った状態が続いています。平成21年5月1日現在の園児数は2,299人で、対定員比61.2%となっています。

幼稚園児数の推移

(各年5月1日現在、単位：人)

| 幼稚園名 | 区分 | 定員 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 今宿幼稚園 | 公立 | 140 | 62 | 53 | 41 | 34 | 22 |
| 菊川幼稚園 | 公立 | 180 | 65 | 58 | 105 | 103 | 123 |
| 湯野幼稚園 | 公立 | 70 | 16 | 16 | 18 | 15 | 10 |
| 桜田幼稚園 | 公立 | 70 | 26 | 23 | 25 | 20 | 20 |
| 夜市幼稚園 | 公立 | 70 | 16 | 20 | 26 | 17 | 20 |
| 周栄幼稚園 | 公立 | 140 | 67 | 40 | 38 | 49 | 46 |
| 須々万幼稚園 | 公立 | 90 | 39 | 41 | 36 | 33 | 28 |
| 楠木幼稚園 | 公立 | 140 | 48 | 40 | 42 | 43 | 30 |
| 大津島幼稚園 | 公立 | 35 | 4 | 1 | 1 | 1 | 休園 |
| 富田東幼稚園 | 公立 | 140 | 87 | 72 | 73 | 68 | 61 |
| 富田西幼稚園 | 公立 | 70 | 60 | 38 | 33 | 48 | 44 |
| 福川南幼稚園 | 公立 | 70 | 47 | 35 | 32 | 31 | 27 |
| 八代幼稚園 | 公立 | 35 | 2 | 4 | 5 | 6 | 3 |
| 鹿野幼稚園 | 公立 | 70 | 30 | 25 | 29 | 28 | 16 |
| 徳山めぐみ幼稚園 | 私立 | 200 | 177 | 178 | 171 | 177 | 180 |
| 小さき花幼稚園 | 私立 | 200 | 110 | 101 | 98 | 105 | 105 |
| 河原幼稚園 | 私立 | 420 | 255 | 281 | 274 | 276 | 243 |
| 愛光幼稚園 | 私立 | 100 | 53 | 49 | 42 | 38 | 38 |
| 蓮生・まこと幼稚園 | 私立 | 120 | 142 | 132 | 116 | 116 | 118 |
| 旭ヶ丘幼稚園 | 私立 | 160 | 112 | 121 | 128 | 120 | 115 |
| 周南小さき花幼稚園 | 私立 | 280 | 134 | 136 | 152 | 147 | 148 |
| 徳山中央幼稚園 | 私立 | 230 | 173 | 194 | 171 | 205 | 182 |
| 富田幼稚園 | 私立 | 205 | 174 | 156 | 151 | 153 | 178 |
| 南陽幼稚園 | 私立 | 200 | 188 | 194 | 208 | 217 | 215 |
| あおば幼稚園 | 私立 | 110 | 103 | 92 | 104 | 111 | 112 |
| 大河内幼稚園 | 私立 | 140 | 149 | 145 | 147 | 151 | 159 |
| 明照幼稚園 | 私立 | 70 | 34 | 40 | 51 | 56 | 56 |
| 計 | | 3,755 | 2,373 | 2,285 | 2,317 | 2,368 | 2,299 |

定員は平成21年4月1日現在

資料：周南市教育委員会

幼稚園入園状況の推移（年齢別）

平成17年からの幼稚園の年齢別入園状況の推移は以下のとおりです。3歳児保育については、可能な園から順次受け入れを行っており、平成21年は16園で実施しています。

幼稚園入園状況の推移（年齢別）（各年5月1日現在）

| 区 分 | | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入園児童数 (人) | 3歳児 | 571 | 613 | 614 | 652 | 612 |
| | 4歳児 | 850 | 822 | 873 | 850 | 833 |
| | 5歳児 | 952 | 850 | 830 | 866 | 854 |

資料：周南市教育委員会

(3) 放課後子どもプラン

放課後児童クラブ

保護者が勤労などにより昼間家庭にいない児童の放課後等における健全育成を目的とする放課後児童クラブについては、家庭・地域・学校の協力の下に、条件の整ったところから順次設置しており、本市における最近の利用者数の推移は以下のとおりです。

平成21年4月1日現在、34クラブで利用児童数1,159人となっています。

放課後児童クラブ児童数の推移

(単位：人)

| 施設名 | 定員 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 徳山小校区児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 80 | 60 | 91 | 96 | 86 | 70 |
| 遠石小校区児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 95 | 73 | 89 | 90 | 77 | 75 |
| 尚白園児童クラブ | 55 | 38 | 54 | 49 | 62 | 58 |
| 久米小校区児童クラブ | 35 | 34 | 32 | 34 | 32 | 36 |
| 東福祉館児童クラブ | 50 | 25 | 24 | 32 | 40 | 40 |
| 菊川小校区児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 75 | 48 | 58 | 64 | 49 | 57 |
| 榑浜児童館児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 75 | 61 | 61 | 76 | 80 | 73 |
| 桜木小校区児童クラブ | 40 | 41 | 39 | 31 | 43 | 51 |
| 夜市小校区児童クラブ | 40 | 18 | 15 | 16 | 11 | 21 |
| 戸田小校区児童クラブ | 35 | 14 | 21 | 25 | 30 | 25 |
| 岐山小校区児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 80 | 48 | 39 | 48 | 51 | 50 |
| 沼城小校区児童クラブ | 45 | 40 | 39 | 44 | 47 | 45 |
| 周陽小校区児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 80 | 44 | 47 | 54 | 49 | 66 |
| 秋月小校区児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 80 | 61 | 68 | 73 | 70 | 70 |
| 富田東児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 110 | 84 | 87 | 97 | 104 | 99 |
| 富田西児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 80 | 38 | 54 | 54 | 68 | 72 |
| 福川児童クラブ | 45 | 33 | 30 | 29 | 31 | 30 |
| 福川南児童クラブ | 50 | 59 | 63 | 68 | 56 | 46 |
| 和田児童クラブ | 30 | 34 | 24 | 22 | 6 | 13 |
| 勝間児童クラブ(2ｸﾗﾌﾞ) | 90 | 79 | 103 | 101 | 95 | 74 |
| 三丘児童クラブ | 35 | 11 | 21 | 24 | 23 | 22 |
| 高水児童クラブ | 40 | 15 | 24 | 28 | 23 | 22 |
| 大河内児童クラブ | 40 | 43 | 35 | 32 | 29 | 30 |
| 鹿野こどもすくすくセンター | 50 | 18 | 27 | 15 | 15 | 14 |
| 計 | 1,435 | 1,019 | 1,145 | 1,202 | 1,177 | 1,159 |

各年4月1日現在(定員は平成21年4月1日現在)

資料：周南市教育委員会

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、放課後や週末等の安心・安全な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する放課後子ども教室を開設しています。

放課後子ども教室の概要

(単位：回，人)

| 教室名 | 開催場所 | 年間開催回数 | 1回あたり参加人数 |
|-------------------|-----------------------|--------|-----------|
| 今宿遊ビバづくり | 今宿公民館 | 48 | 15 |
| 周陽子ども教室 | 周陽公民館 | 164 | 10 |
| 戸田子ども教室 | 戸田公民館 | 73 | 10 |
| 桜木子ども教室 | 桜木小学校 | 48 | 15 |
| 櫛浜子ども教室 | 櫛浜コミュニティーセンター | 40 | 30 |
| なかず子ども教室 | 中須公民館 | 100 | 19 |
| 西部市民交流センター子ども教室 | 西部市民交流センター | 60 | 15 |
| お茶の子クラブ・ジュニア茶道クラブ | 新南陽公民館 新南陽ふれあいセンター | 39 | 24 |
| 西部子どもおやつづくり教室 | 新南陽公民館 | 12 | 15 |
| 福川小学校放課後子ども教室 | 福川小学校 | 95 | 40 |
| 福川地区土曜子ども教室 | 福川会館 | 69 | 50 |
| 高水子ども教室 | 高水公民館 | 28 | 10 |
| 三丘子ども教室 | 三丘徳修館 | 25 | 18 |
| 勝間子ども教室 | 勝間ふれあいセンター | 52 | 20 |
| 大河内子ども教室 | 大河内公民館 | 8 | 15 |
| 八代子ども教室 | 八代小学校 | 116 | 11 |
| 鹿野地域子ども教室 | 鹿野公民館・鹿野小学校 | 60 | 20 |

参加人数は平成21年度10月まで

資料：周南市教育委員会

(4) 母子保健事業

母子健康手帳の交付状況

妊娠届出時に、母子健康手帳と妊婦健康診査受診票をあわせて交付しています。母子手帳は妊娠初期から小学校に入学するまでの母と子の健康記録として、また子育て支援に関する情報ガイドブックとして活用できます。

| 項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 母子健康手帳交付数 | 1,266 | 1,321 | 1,264 | 1,267 |

資料：周南市保健事業の概要

妊婦健康診査の実施状況

健やかに子どもを生ま育てるためには、妊娠中の健康の保持増進を図るために、妊婦健康診査を受診することは大変重要です。出産までの母子の健康管理を図り、安心して出産が迎えられるよう、妊婦健康診査を積極的に受診するようすすめています。

| 項目 | 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 妊婦健康診査 | 前期 | 対象者数 | 1,251 | 1,310 | 1,258 | 1,267 |
| | | 受診数 | 1,242 | 1,292 | 1,241 | 1,299 |
| | | 受診率(%) | 99.3 | 98.6 | 98.6 | 102.5 |
| | 後期 | 対象者 | 1,251 | 1,310 | 1,258 | 1,267 |
| | | 受診者 | 1,056 | 1,107 | 1,120 | 1,139 |
| | | 受診率(%) | 84.4 | 84.5 | 89.0 | 89.9 |

資料：周南市保健事業の概要

相談・指導事業の実施状況

母子の健康に関する事業として、産後の健康管理と育児に対する親の不安解消、子育て支援のために、保健師・助産師による訪問指導を行っています。

また、子育ての喜びや悩みを共感し合える仲間との出会いの場として、育児教室や離乳食教室を開催するとともに、乳幼児を対象に、身体計測や育児、離乳食、歯、母乳などに関する相談を行っています。

各種相談・訪問指導の実施状況の推移 (単位：人)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 育 児 相 談 | 利用者 | 3,715 | 3,429 | 3,655 | 4,139 |
| | 開催回数 | 250 | 378 | 415 | 618 |
| | 利用者数/回 | 14.9 | 9.1 | 8.8 | 6.7 |
| 乳幼児訪問指導 | 訪問指導人数 | 821 | 1,148 | 1,672 | 1,924 |

資料：周南市保健事業の概要

乳幼児健康診査の実施状況

乳幼児健康診査の目的は、子どもの病気を早期に発見することだけではなく、成長発達が順調であるかをチェックし、さらにその結果を踏まえて育児支援することにあります。さらに最近の乳幼児健診では、核家族化、少子化傾向の状況を踏まえ、若い両親の子育て不安や、育児に関する家庭内の問題の対応を行っています。

乳幼児健康診査の実施状況の推移 (単位：人)

| 区 分 | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----------------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 1 か月児 健康診査 | 受診状況 | | | | |
| | 対象者 | 1,220 | 1,289 | 1,259 | 1,267 |
| | 受診者 | 1,162 | 1,215 | 1,182 | 1,194 |
| | 受診率(%) | 95.2 | 94.3 | 93.9 | 94.2 |
| 3 か月児 健康診査 | 受診状況 | | | | |
| | 対象者 | 1,252 | 1,255 | 1,295 | 1,256 |
| | 受診者 | 1,262 | 1,244 | 1,274 | 1,273 |
| | 受診率(%) | 100.8 | 99.1 | 98.4 | 101.4 |
| 7 か月児 健康診査 | 受診状況 | | | | |
| | 対象者 | 1,263 | 1,241 | 1,293 | 1,268 |
| | 受診者 | 1,226 | 1,226 | 1,250 | 1,231 |
| | 受診率(%) | 97.1 | 98.8 | 96.7 | 97.1 |
| 1 歳 6 か月児 健康診査 | 受診状況 | | | | |
| | 対象者 | 1,282 | 1,244 | 1,234 | 1,307 |
| | 受診者 | 1,256 | 1,226 | 1,170 | 1,256 |
| | 受診率(%) | 98.0 | 98.6 | 94.8 | 96.1 |
| | むし歯有病者率(%) | 5.0 | 4.4 | 3.0 | 3.4 |
| 3 歳児 健康診査 | 受診状況 | | | | |
| | 対象者 | 1,389 | 1,335 | 1,287 | 1,196 |
| | 受診者 | 1,297 | 1,245 | 1,251 | 1,152 |
| | 受診率(%) | 93.4 | 93.3 | 97.2 | 96.3 |
| | むし歯有病者率(%) | 30.1 | 26.7 | 25.7 | 25.3 |

資料：周南市保健事業の概要

受診率(%) = 受診者数/対象者数(基準日) × 100

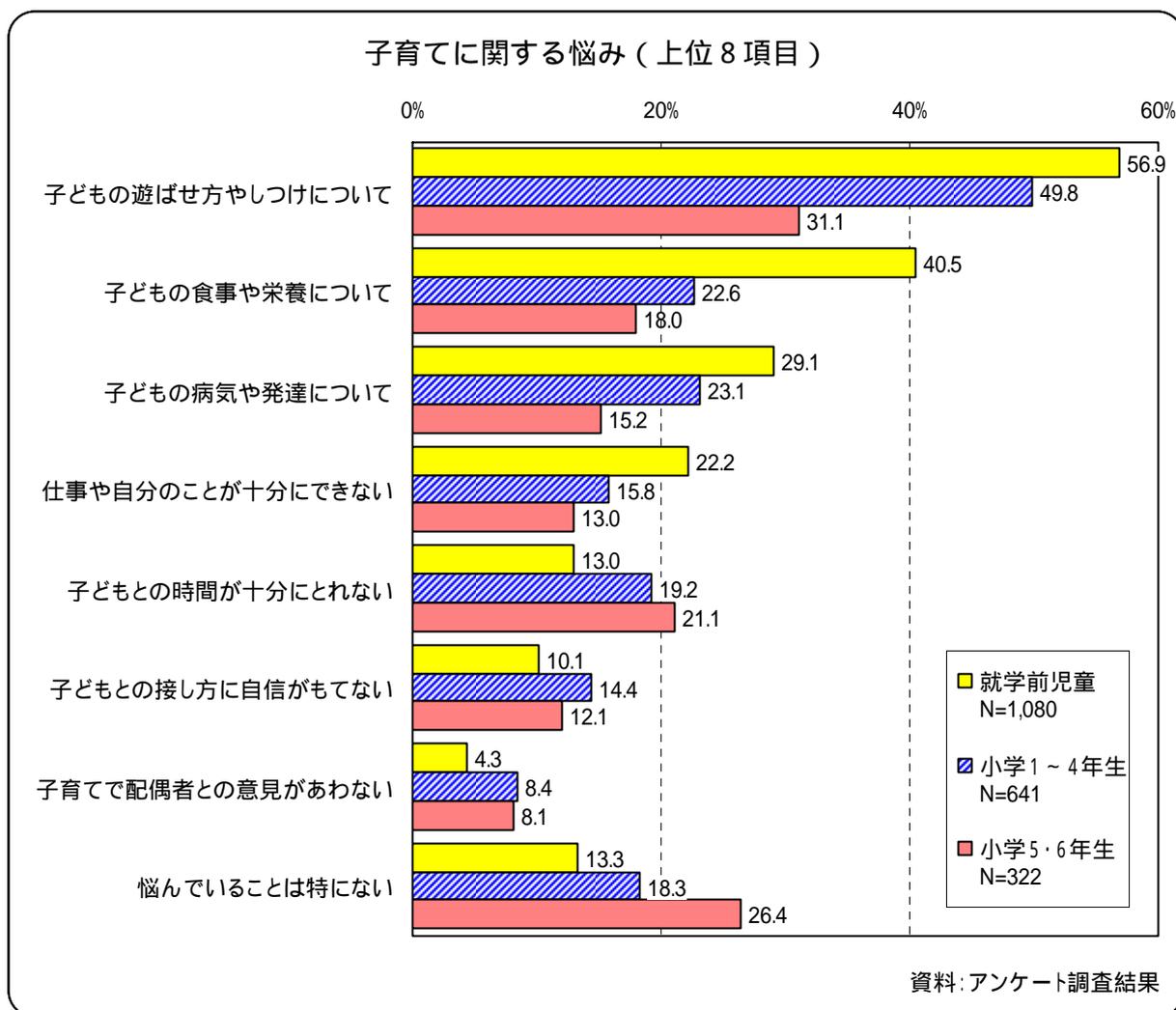
受診率算出の基数となる対象者数は、基準日で計上しているため、例えば受診後に市外に転出された人は対象者数に含まれず、年度によっては受診率が100%を超える場合があります。

4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

(1) 子育てに関する悩み

子育て中の保護者に、子育てに関する悩みを尋ねたところ、回答が最も多かったのは、「子どもの遊ばせ方やしつけについて」で、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに最も高い回答割合となっています。2位は対象者によってばらつきが見られ、就学前児童の保護者では「子どもの食事や栄養について」、小学1～4年生の保護者では「子どもの病気や発達について」、小学5・6年生の保護者では「子どもとの時間が十分にとれない」となっています。

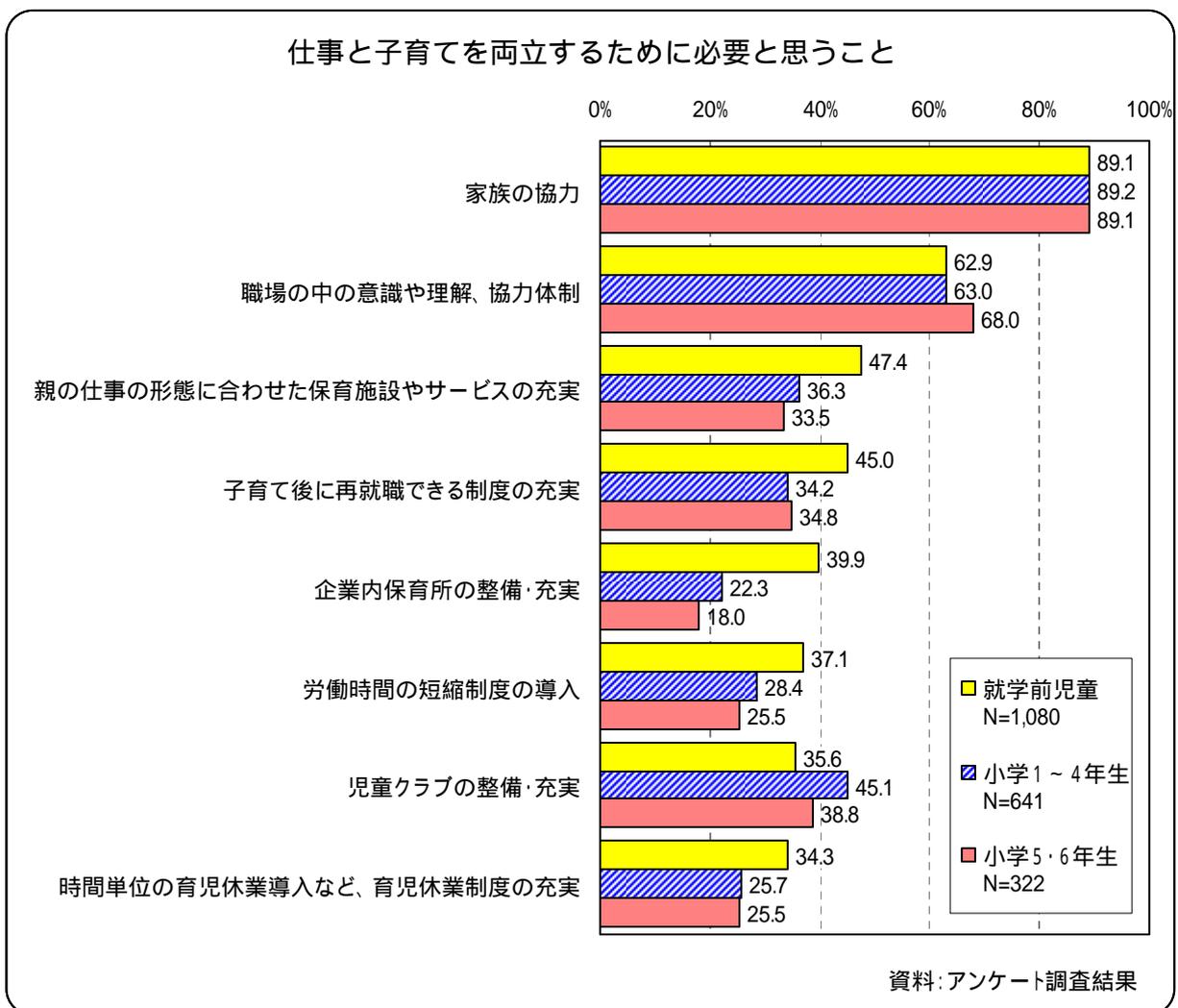
また、子どもが大きくなるにつれて、「悩んでいることは特にない」という回答割合が高くなっています。



(2) 仕事と子育てを両立するために必要と思うこと

子育て中の保護者に、仕事と子育てを両立するために必要と思うことを尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに、ほぼ9割の人が「家族の協力」と回答しており、職場環境の改善や保育サービスの充実といった内容よりも高い回答割合となっています。

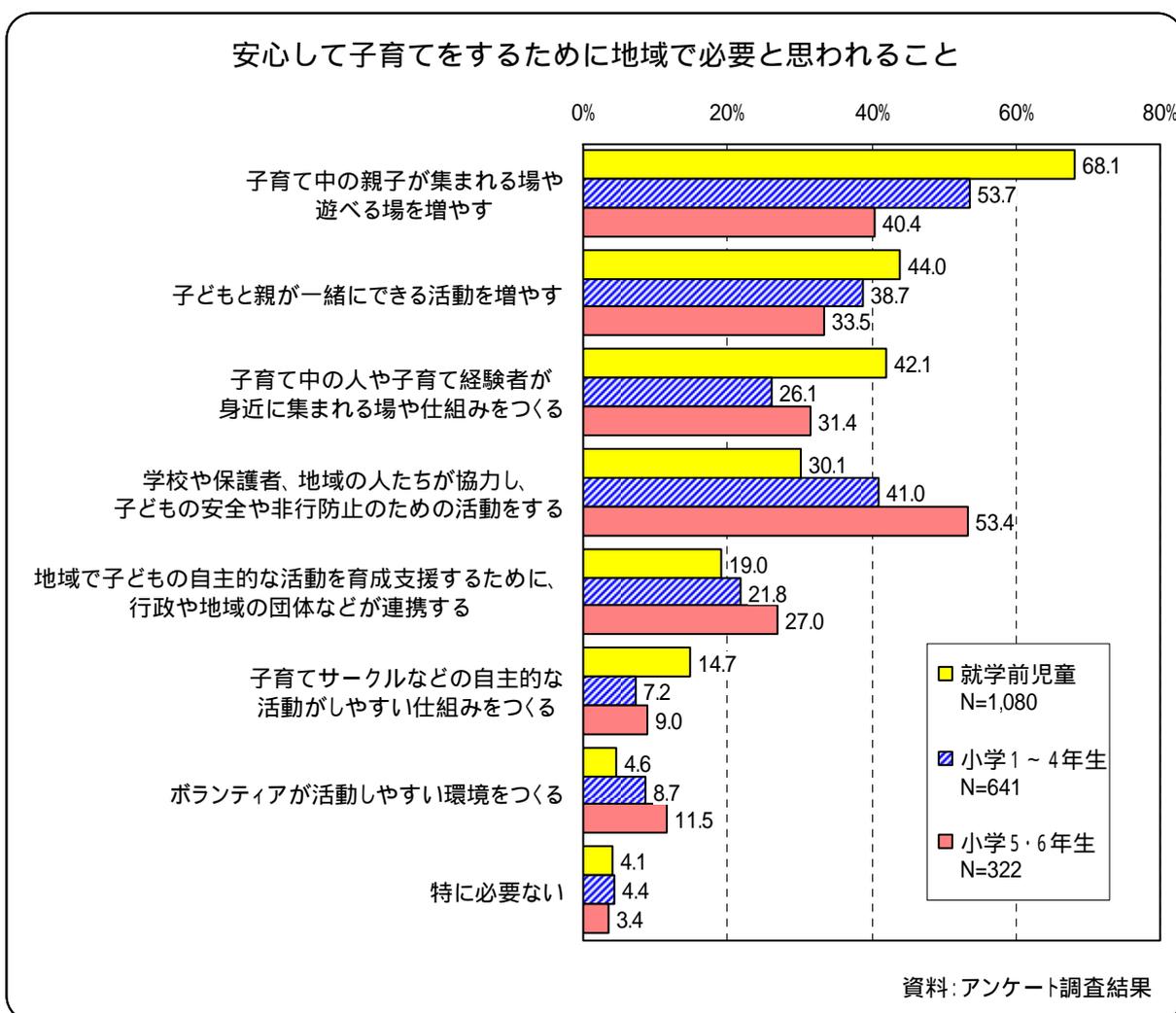
また、2位にはともに「職場の中の意識や理解、協力体制」があがっており、就学前児童の保護者については「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」、小学校児童の保護者については「児童クラブの整備・充実」が、それぞれ3位にあがっています。



(3) 安心して子育てをするために地域で必要と思われること

子育て中の保護者に、安心して子育てをするために地域で必要と思われることを尋ねたところ、就学前児童及び小学1～4年生の保護者では「子育て中の親子が集まれる場や遊べる場を増やす」が最も多く、小学5・6年生の保護者では「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」が最も多くなっています。

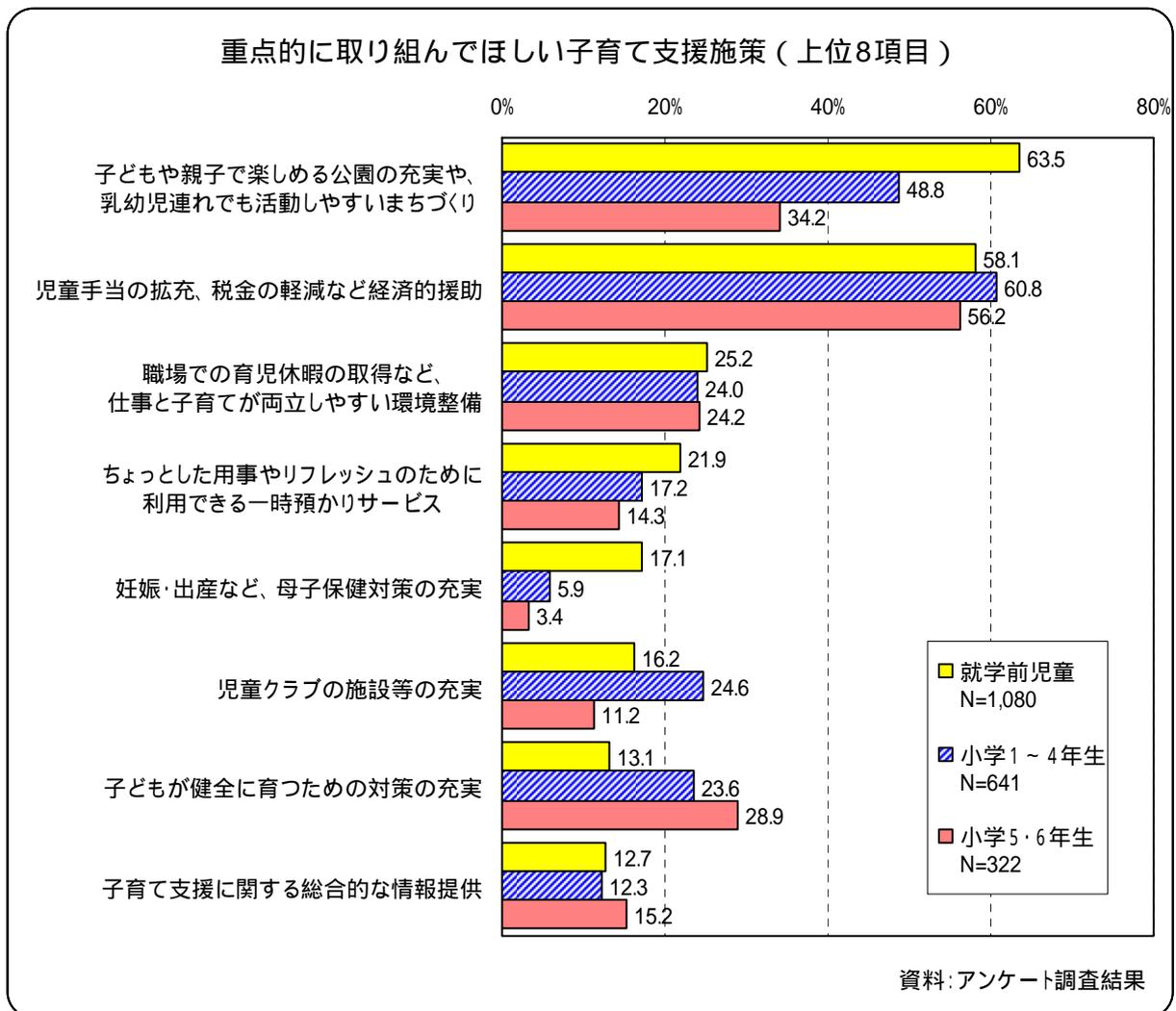
また、就学前児童の保護者では、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」や「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」といった項目の回答割合も高くなっています。



(4) 重点的に取り組んでほしい子育て支援施策

子育て中の保護者に、市に重点的に取り組んでほしい子育て支援施策を尋ねたところ、就学前児童の保護者では「子どもや親子で楽しめる公園の充実や、乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり」が65.5%と最も多く、「児童手当の拡充、税金の軽減など経済的援助」が58.1%でそれに続いています。

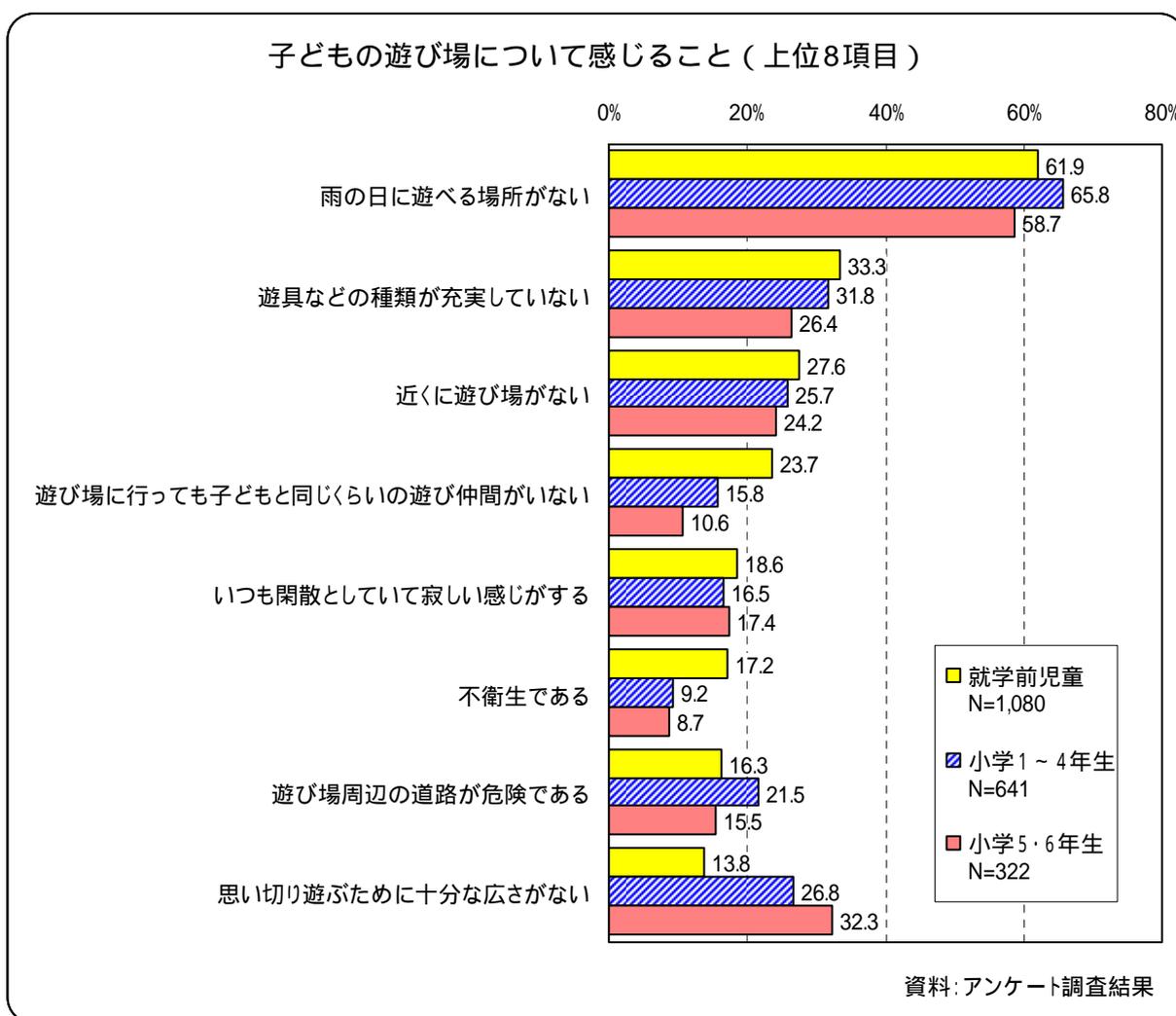
一方、小学校児童の保護者では「児童手当の拡充、税金の軽減など経済的援助」がほぼ6割と最も多くなっており、2位の「子どもや親子で楽しめる公園の充実や、乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり」の回答割合との間にはやや開きが見られます。



(5) 遊び場に関するニーズ

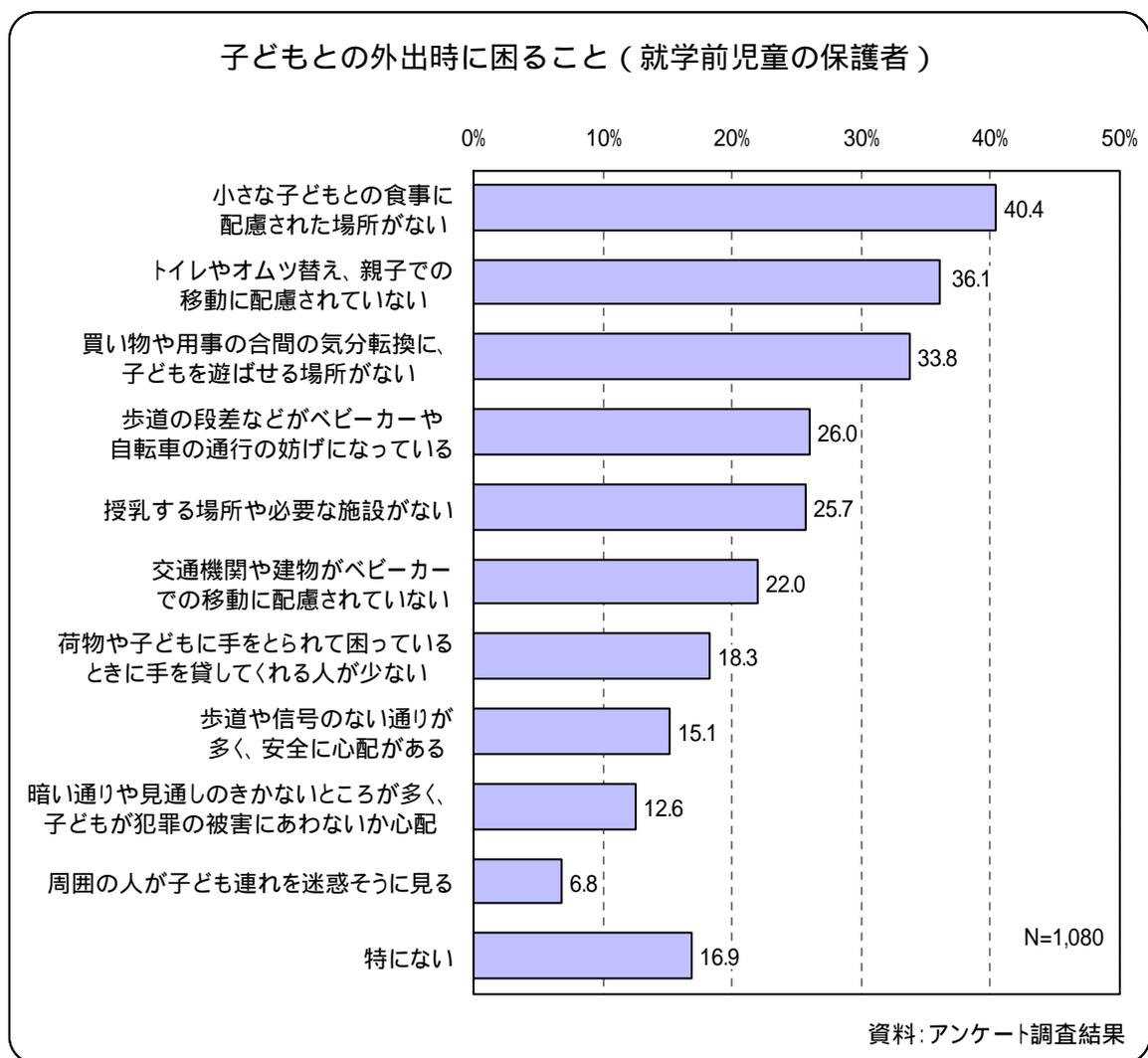
子育て中の保護者に、子どもの遊び場について感じることを尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに、「雨の日に遊べる場所がない」と回答した人が最も多く、雨の日でも遊べる場所に対するニーズの高さがうかがえます。

また、就学前児童の保護者からの回答では、小学校児童の保護者からの回答結果に比べ、「遊び場に行っても子どもと同じくらいの遊び仲間がない」、「不衛生である」といった内容の回答割合が高いのに対し、より活動的になる小学校児童の保護者からの回答では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」という回答割合が高くなっているなど、子どもの成長段階に応じて遊び場に対するニーズにも変化が見られることがわかります。



(6) 子どもとの外出時に困ること

就学前児童の保護者に、「子どもとの外出時に困ること」を尋ねたところ、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」が40.4%と最も多く、次いで「トイレやオムツ替え、親子での移動に配慮されていない」(36.1%)、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(33.8%)、「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」(26.0%)、「授乳する場所や必要な施設がない」(25.7%)と続いており、子ども連れでも外出しやすいまちづくりに対するニーズが高いことがわかります。



第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもが豊かな心を持ち 健やかに育つことができるまちづくり

私たちは、すべての子どもたちが個性と豊かな可能性を最大限に発揮し、豊かな人間性と社会性を持ち、健やかに成長できるまち「周南」をつくります。

そのために必要なこととして、次の7点を掲げます。

1. 子どもに基本的な生活習慣が身についている
2. 子どもと親のコミュニケーションが十分とれている
3. 子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化にきちんと対応できる
4. 子どもの学校生活が充実している
5. 子どもが様々な活動や体験をすることができる
6. 子どもの人権が守られている
7. 障害児に対する支援が充実している

1 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるために

(1) 現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、過食や運動不足による肥満、夜型の生活による睡眠時間の減少など、生活習慣上の問題が生じています。本市における小学5年生に対するアンケート調査の結果をみても、寝る時間は午後10時頃という回答が44.1%を占め、子どもの夜更かし傾向がうかがえます。登園・登校時刻が決まっている子どもたちにとって、これは慢性的な睡眠不足を生み出すことにつながり、同じアンケート調査結果においては、7時間未満の睡眠時間の子どもが22.1%という結果が出ています。

生涯を通じて健康な生活を送るための第一段階として、子どもの健全な発育・発達を支援するためには、基本的な生活習慣を身につけさせることが大切です。特に乳幼児期は、健康な生活習慣の基盤が形成される時期であり、「運動（外遊び）」、「栄

養（食事）、「休養（睡眠）」のバランスと生活リズムを整えることが子どもの発育を促すことにつながります。生活習慣の乱れによる健康への弊害を理解し、子どもの生活習慣を整えるとともに、外遊びなど適度な運動を一緒にすることが必要です。

また、朝食抜き、孤食（一人で食事をする事）、ファーストフードのとり過ぎ、脂肪過多食など、食生活上の問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、いわゆる食育の推進が極めて重要です。

さらに、きちんとしたあいさつをしたり、約束や時間を守るなどの生活態度や物事を我慢することについても、家庭でしっかり身につけさせる必要があります。

（2）行政が取り組むこと

1．家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

子どもの基本的な生活習慣確立に向け、子どもの成長・発達、食事等に関する育児相談事業や離乳食教室「子育てママのハッピーセミナー」等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。

2．成長発達と生活習慣の重要性についての学習機会の充実

乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、育児相談等を利用した学習機会の充実を図ります。

3．基本的な生活習慣を身につけさせる教育の充実

児童生徒の家庭における生活実態を踏まえ、基本的な生活習慣、社会生活上のきまり等が身につくように、学校での教育活動を通じて指導します。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活の中での運動や健康保持に関する活動の大切さに気づかせるとともに、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を営むための基礎を養います。

4. 食育の推進

周南食育推進計画「しゅうなん 食の『わ』プラン」に基づき、自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力(食事の自己管理能力)を養うため、食習慣の形成時期である乳幼児期からの食育を推進します。

また、学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

笑顔であいさつすることから一日を始めましょう。
生活習慣の乱れによる健康への弊害を理解させましょう。
乳幼児期に規則正しい生活リズムを確立させ、親の生活リズムに子どもを巻き込まないようにしましょう。
子どもに朝食を食べる習慣をつけさせましょう。
子どもの十分な睡眠と栄養を確保しましょう。
子どもに外遊びをさせ、適度な運動習慣を身につけさせましょう。
子どもにも家族の一員として家庭の中での役割を持たせましょう。
子どもが自分でできることは自分でさせましょう。
テレビやビデオの視聴、ゲームをする時間をできるだけ減らすようにしましょう。

【地域でできること】

近所の子どもたちと「おはよう」「お帰り」など日常のあいさつを交わしましょう。
食に関するイベントなどを企画し、積極的に参加しましょう。
親同士、近所同士が誘い合って、地域の子もたちと外遊びや運動をする機会を持ちましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|----------------|--|----------------|--------------------|
| 「食育」の言葉も内容も知っている人の割合 (小学生) (中学生) | 23.3% 13.9% | | 100% | 「しゅうなん 食の「わ」プラン」より |
| 朝食を毎日食べる子どもの割合 (就学前児童) (小学5年生) | 90.0% 89.5% | | 100% | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 夜9時頃までに寝る小学5年生の割合 | 31.4% | | 60% | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 外で遊ぶ方が多い小学5年生の割合 | 60.9% | | 80% | 平成20年度市民アンケート調査より |

食育

「食」をめぐる様々な問題に対処し、その解決を目指す取り組みを言う。

また、食育基本法では、「食育」は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられる。さらに様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして、食育の推進が求められる。

2 子どもと親のコミュニケーションを十分確保するために

(1) 現状と課題

すべての人間関係はコミュニケーションによって成り立ちます。人は元来、信頼ある対人関係の中で心理的に安定し充実感を得るものです。親子関係も例外ではなく、子どもとの温かなスキンシップを伴ったコミュニケーションは非常に大切な親子相互理解の手段です。また、良好な家庭環境の下、家族の豊かな愛情に包まれて子ども時代を過ごすことが、子どもの健全な育成にとって望ましいことは言うまでもなく、そのためには、子どもと親はもちろんのこと、家族全員が十分なコミュニケーションをとり、お互いの考えを理解し、尊重し合うことが大切です。

しかし、現実の社会では、厳しい経済情勢の下、親の側の仕事優先の考え方や、子ども側の塾通いなどに追われるゆとりのない生活等が原因で生じる家族間のコミュニケーション不足によって、自分の考え方をはっきり表現したり、相手の気持ちを察するなどのコミュニケーション能力や他者を思いやる心の不足した子どもたちの増加が危惧されています。また、母親が家事・育児の中心となり、父親が家計を担う家庭が多い現在においては、父親と子どものコミュニケーション不足が懸念されています。

さらに、子どもが思春期の頃になると、自主性の発達や大人への反発心などから、一層家族とコミュニケーション不足になりがちですが、大人へと成長する段階を迎えたこの時期に親が子どもとしっかり向き合い、子どもへの愛情を伝えることが大切です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもと親が十分コミュニケーションをとることの大切さの啓発

母子保健ブックスタート事業 で、保健師、助産師、母子保健推進員が家庭を訪問し、絵本を届けています。絵本の読み聞かせをきっかけに乳幼児期のスキンシップの大切さを伝えていきます。

また、各種子育て講座・講演の場で、子どもと親がコミュニケーションを図ることの大切さを啓発します。

2. 「家庭の日」運動の啓発

家族とふれあい、家族のきずなを深めるために、県及び青少年育成県民会議で推進する「家庭の日」運動の啓発や実践活動に、周南市青少年育成市民会議と協力し、様々な機会を通じて取り組んでいきます。

3. 親子のふれあいの場の提供

母子保健推進協議会、家庭教育推進協議会、母親クラブをはじめとする地域の関係組織・団体と連携し、乳幼児期からの親子のふれあいの場や親子で参加できる体験活動の場を提供します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

家族で会話できる時間を大切にし、子どもの話にしっかり耳を傾けましょう。
親子で話題にできる趣味を持ちましょう。
家族そろって食事をする回数を増やしましょう。
保護者は職場から早く帰宅するなど、できるだけ子どもとふれあう時間を増やしましょう。
子どもの成長の中で、「ほめる」「認める」機会を大切にし、自信ややる気を育てましょう。

【地域でできること】

親子で参加できる地域の行事を企画しましょう。
事業者は子育ての大切さを理解し、子育てをしている従業員にやさしい職場環境をつくりましょう。
事業者は出産・子育てのための様々な支援制度の趣旨を十分理解し、普及啓発するとともに、従業員が積極的に利用できる職場にしましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|---|----------------|--|----------------|-------------------|
| 家族がよく話を聞いてくれる子どもの割合 (小学5年生) (中学2年生) | 68.8% 47.9% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 家族が気持ちをよくわかってくれていると思っ ている子どもの割合 (小学5年生) (中学2年生) | 58.8% 30.4% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 「家庭の日」を推進する県民運動を知っている保 護者の割合 (小学1～4年生の保護者) (小学5・6年生の保護者) | 37.3% 64.9% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 「家庭の日」運動を実践している家族の割合 (小学1～4年生の家族) (小学5・6年生の家族) | 41.0% 41.2% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |

母子保健ブックスタート事業

情操教育・子育て支援の一環として、0～1歳6か月児を対象に、母子保健推進員などが訪問して、絵本や子育て情報などを配布する。

家庭の日

山口県では、平成19年10月に制定した「子育て文化創造条例」において、「家庭の日」を定め、県民や事業者・民間団体が家庭の果たす役割の重要性を認識し、家族とふれあい、家族のきずなを深めるための取り組みをするよう規定している。

県条例で、「家庭の日」は、「第3日曜日を“標準”」として定めており、家族の仕事などの都合を考慮し、第3日曜日に限らず、それぞれの家庭で「家庭の日」を決めて、主体的に取り組んでもらう。

3 子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化に対応するために

(1) 現状と課題

子どもの病気や事故に対して親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、感染症に対する予防接種についての保護者等の理解を深め、予防接種率を高めることが大切です。感染症は多数の子どもが集まる場所において容易に感染するものが多く、免疫のない子どもの健康に甚大な被害を与えるものがあるので要注意です。

喫煙は早産や低出生体重児の出産につながったり、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等に影響したりするほか、たばこの誤飲、誤食等による乳幼児の事故も起こっています。これらを防ぐため、喫煙に関する知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかける必要があります。

近年、子どもが被害者となる事件・事故が多発しています。このため、家庭、学校、地域社会の連携を密にして、学校や地域環境の安全管理に取り組む必要があります。また、交通事故や犯罪等から子どもを守るためには、子どもの発達段階に応じた系統的な安全教育を実施することが大切です。安全教育の基本は、周囲の安全に関する情報を収集して素早く判断し、危険から自分を守る行動をとる能力を養うことにあります。したがって、単なる知識の伝達にとどまるのではなく、模擬訓練等を行うことによって、スムーズな回避行動がとれる状態にさせることが求められます。

一方、子どもが健やかに育つためには、子どもの成長発達過程における心身の気になる変化にきちんと対応していくことが重要で、このことは安心して子育てを行うことにもつながります。そのためには、各種健康診査や発達相談等でそれを早期に発見し、必要に応じてできるだけ早期に治療、療育を受けることが重要です。市としてもそれに対応できる体制をさらに充実させるとともに、特に、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、多様化する発達障害にも適切に対応できる相談体制の整備を図る必要があります。

また、病気や事故と隣り合わせの子どものために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、身近な場所でもかかりつけ医を持つとともに、保護者自

身も正しい救急法を身につけることが必要です。

さらに、安心して子育てを行うためには、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関が必要です。本市には、平成20年12月1日から、徳山中央病院内に「周南地域休日・夜間こども急病センター」が開設されており、県内でも比較的恵まれた環境にあります。今後も小児科受診者数の増大に対応した体制の整備を図る必要があります。また、県では、小児の救急に際して保護者等が安心感を持って対応できるよう、小児救急患者の保護者等の不安や悩み、症状への対応方法等について経験豊富な看護師等が電話で相談にのり、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を展開しており、今後もこの事業の周知と活用の促進を図る必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 乳幼児健康診査の充実

各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。

2. 予防接種の推進

すべての子どもが計画的な予防接種によって感染症にかからないよう、広報紙や育児相談等を通じて予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。なお、学校等で感染症が発生した場合、適切な対応によって感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめるよう努めます。

3. 歯の健康づくりの充実

「にこにこ歯磨き学級」や各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

4. 乳幼児期の事故防止に関する啓発

「育児相談」など様々な機会を通じて、たばこの誤飲、転落転倒、やけど等乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。

5．交通安全教育の充実

交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めます。

6．安全な学校づくりの推進

学校において、事故等によって児童生徒に危険が生じないように、学校内の施設・設備の安全点検及び通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を、学校安全計画に基づいて実施します。

また、学校内施設・設備の整備及び日常の管理運営体制の充実に努めるとともに、事故等が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに基づいて適切に対応します。

7．防犯対策の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、防犯灯の設置を促進し、「子ども110番の家」やスクールガード等の周知など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

また、警察署や地域組織等と連携・協力して、防犯教育や防犯活動を推進するとともに、安心・安全に関する情報等をメールで配信する「しゅうなんメールサービス」の利用を促進します。

8．疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、乳幼児においては先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、また児童生徒においては健康診断、健康相談等により、疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

9．多様化する発達障害に対応できる相談体制の整備

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、多様化する発達障害に対応できる相談体制の整備を図ります。

10. 小児救急医療体制の充実

緊急時には小児科専門医の診察が受けられるよう、休日・夜間救急医療体制のより一層の充実が図られるよう協力していきます。

また、県の「小児救急医療電話相談事業」の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

11. 応急処置法の指導・啓発

市民が正しい応急処置法を身につけられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。

しゅうなんメールサービス

「しゅうなんメールサービス」とは、登録していただいた方に、無料で市からのお知らせや気象情報を配信するサービス。メールアドレスがあれば、誰でも登録できる（通信費用は利用者の負担）。

メニューとして、出産から育児に関する役立つ「子育て情報」、周南地域に密着した親や子ども向けの“学び”情報である「子ども学びおうえんマガジン」、その他「不審者情報」など、子育て中の親へのコンテンツも充実している。

(3) 家庭や地域でできること（行動目標）

【家庭でできること】

予防接種や健康診査を機会あるごとに受けましょう。

生活に適度な運動を取り入れましょう。

小さい頃から交通ルールを身につけさせましょう。

栄養のバランスを考えたおいしい料理を心がけましょう。

虫歯をつくらないうちの子どもの歯みがき管理をしましょう。

子どもの健康保持のため、家族で禁煙に取り組みましょう。

子どものかかりつけ医を持ちましょう。

子どもの健康に不安があれば、早期に受診するようにしましょう。

子どもの発育で気になることがあれば、関係機関に早めに相談しましょう。

健康診査の結果、治療が必要な場合はきちんと治療してもらいましょう。

正しい応急処置法を身につけましょう。

【地域でできること】

子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけをしましょう。
 危険な場所などを定期的に点検し、危険か所には標識表示をしましょう。
 地域ぐるみで交通ルールを守りましょう。
 子どもたちが安全に遊べる場所を増やしましょう。
 定期的に防犯パトロールをしましょう。
 子ども110番の家に協力しましょう。
 子どもの利用する施設は禁煙に努めましょう。
 親同士が子どもの病気やその対応方法などについて学習できる場をつくり
 ましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|--|--|----------------|----------------------------------|
| 乳幼児健康診査の受診率 (1か月児) (3か月児) (7か月児) (1歳6か月児) (3歳児) | 94.2% 100% 97.1% 96.1% 96.3% | | 上げる | 平成21年度 保健事業の概要より (母子保健の充実) |
| 3歳児歯科健康診査むし歯有病者率 | 25.3% | | 減らす | 平成21年度 保健事業の概要より (母子保健の充実) |

4 子どもの学校生活を充実させるために

(1) 現状と課題

これからの社会を生きる子どもたちには、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが大切であり、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。

学童期の子どもが健やかに育つためには、生活の大きな部分を占める学校生活が充実する必要があります。子どもの学力低下が叫ばれる今日、「確かな学力」を身につけるための教育内容の充実はもちろんのこと、子どもの自主性・創造性を重視した楽しく学べる学校づくりを、保護者や地域社会とともに考えることが大切です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 教育内容の充実

児童生徒に「生きる力」を育むことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するように努めます。優れた教育活動を通じて基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、創造力、表現力などを磨きます。

また、習熟度別少人数指導の実施など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む姿勢を一層養い、確かな学力を育みます。

さらに、教職員に対する、人権教育、情報教育、環境教育、国際理解教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題に関する研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。

2．体験的な学習機会の拡充

特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等において、体験的な活動をできるだけ取り入れるよう努めます。また、学ぶこと、働くこと、生きることなどについて考えを深めるために、地域、産業界及び行政機関の連携・協力のもとに小学校での職場見学、中学校での職場体験活動を行うことも重要です。

このような体験的な学習により、児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てます。

3．学校図書館の充実と活用の促進

読み聞かせや図書の紹介などにより、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。また、学校図書館等の積極的な活用を促し、司書資格を持つ学校図書館司書の配置を拡充するなど、読書活動の質・量を一層充実させます。

さらに、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められるので、児童生徒の主体的な学習活動に役立つ資料を整備し、活用します。

4．児童会や生徒会活動等の充実

児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・自発的な態度を育成するため、児童会及び生徒会をはじめ、各種委員会の活動を充実させます。

5．地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。

また定期的なオープンスクール(学校公開)等の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

P T A 活動に積極的に参加・協力しましょう。
 学校行事にはできるだけ参加しましょう。
 学校との交流の機会を積極的に持ちましょう。
 積極的に学校に対するボランティア活動をしましょう。
 学校が提供する様々な情報を適正に受け取り、学校の現状を正しく理解しましょう。
 子どもに学校での話を聞いてあげましょう。

【地域でできること】

地域ぐるみで学校を支援しましょう。
 地域ぐるみで学校の教育活動に参加しましょう。
 オープンスクール(学校公開)等に積極的に参加して、学校教育の現状を正しく理解しましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|----------------|--|----------------|-----------------------|
| 学校図書館図書標準の未達成の学校数 (校) <蔵書数の確保と充実> | 29 | | 0 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 学校図書館司書の配置学校数(校) <読書活動の推進と学習支援の充実> | 2 | | 8 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 学校生活が「とても楽しい」または「まあまあ楽しい」と回答した子どもの割合 (小学5年生) (中学2年生) | 93.9% 85.6% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |

学校図書館図書標準

旧文部省が設定した学校図書館の図書の整備を図る際の蔵書数の目標で、小・中学校別で学級数に応じた蔵書数が設定されている。

5 子どもが様々な活動や体験をするために

(1) 現状と課題

かつて、子どもは地域でいろいろなことを教えられて成長していきました。様々な年齢間の交流、祭りや季節行事、地域でのスポーツなど、数々の体験を重ねることによって、子どもはそれぞれ成長の実感と自信、適切な判断力、さらには困難に打ち勝つたくましい心を身につけていきました。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景にして、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもの「生きる力」を育むためには、子どもに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。地域行事を若い世代に魅力のあるものにして、子どもにも発言の場を与え、子ども会やスポーツ少年団などの体験活動でも子どもが自ら主体的に考え、参加できるきっかけづくりが必要です。

また、子どもが社会性を身につけていく上で、地域社会の活動や職場との交流を通じ、働く人々の姿にふれさせていくことも大切です。特に、ニートの増加が問題となっている今日、子どもの時から家庭や地域で働くことの喜びや大切さを伝えながら、自らの将来について夢やあこがれを持たせ、大人になる前の早い段階から、望ましい勤労観、職業観を育成することが重要です。

さらに、近年、テレビゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響により子どもの生活環境が変化し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。読書活動は、知的な活動及びコミュニケーションの基盤となる言語力を育成するとともに、豊かな感性や表現力・創造力を身につける上で欠くことのできない活動です。したがって図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場で子どもの読書活動を推進する必要があります。

ニート

「Not in Education, Employment or Training」の頭文字（NEET）による造語で、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。仕事をせず、就職意思がない点でフリーターと区別される。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

遊びや自然体験は、子どもの「豊かな心」、「健やかな体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てる上で、大変効果的であるので、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やします。

そのため、公園や芝生広場、わんぱく広場など、魅力ある子どもの遊び場の整備を図るとともに、保育所、幼稚園、公民館等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。特にわんぱく広場は、未来を切り開くことのできる心身たくましい子どもの育成のために活用します。

2. ボランティア活動や体験活動の情報提供

子どもたちがいろいろなボランティア活動を体験できるように、「周南市体験活動ボランティア活動支援センター」を中心に、市内の様々な行事やイベントなど数多く情報を収集し、参加募集や体験活動の紹介など、積極的な情報提供を行います。

3. ボランティア活動への参加促進

子ども自身が社会の一員としての自覚を持ち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

4. 自然体験活動等への参加促進

子どもたちに、自然の中での様々な生活体験や自然体験を経験させることは子どもたちの成長のために大変重要なことなので、野外活動、環境保護活動、農作業体験等の機会を提供するとともに、参加を促進します。

5．子どもと保護者に向けたイベントや地域活動の情報提供

市及び近隣市町で開催されるイベントや地域活動への子どもの参加を促進するため、子ども向けの情報紙や市の広報誌、ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。

6．読書活動の推進

母子保健ブックスタート事業で、子どもと絵本との出会いを支援するとともに、大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣を育むよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。

また、保育所、幼稚園、学校等における子どもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。

7．スポーツ活動の充実

近年、子どもの体力低下が指摘されているので、健全な心と体を育成するために、家庭、地域、学校、関係団体等が連携し、スポーツに親しむ機会を充実させます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

イベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。
地域に目を向けて愛着を持ちましょう。
集団遊びの機会を増やし、遊びを通じて人間関係を学ばせましょう。
身近で安全に遊べる公園や広場をみんなで大切に使いましょう。
幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。
小さい頃から、働くことの大切さ、お金の大切さなどをいろいろな機会を通じて体験させましょう。
子どもに適切な社会体験をさせることの大切さを親が理解し、親自身から社会体験を勧めましょう。
テレビやビデオの視聴の時間を減らし、読書やスポーツの時間を増やしましょう。

【地域でできること】

地域の伝統文化や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
地域で子どもの体験学習の場を提供しましょう。
地域活動の中に子どもが主体的に参画できる機会を取り入れましょう。
地域のみんでイベントを開催し、ボランティアを育てましょう。
事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。
マップづくりなどを通して、地域のよいところ・不思議なところを再発見しましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|----------------|--|----------------|-----------------------|
| 市イベント等への中学生・高校生ボランティア延べ参加数(人) | 1,184 | | 増やす | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 市立図書館で開催する児童向けの行事への年間延べ参加者数(人) | 1,640 | | 2,000 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 学校の休みの日にスポーツをしている子どもの割合 | 38.0% | | 50.0% | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 地域の行事や活動に参加したことがある 子どもの割合 (小学5年生) (中学2年生) | 82.9% 47.8% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |
| 家の手伝いをする子どもの割合 (小学1～4年生) (小学5・6年生) | 80.5% 84.2% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |

6 子どもの人権を守るために

(1) 現状と課題

子どもの人権という考えは、いじめや不登校、児童虐待の増加を背景に、我が国でもようやく認知されるようになってきましたが、平成6年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が批准され、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。この条約を現実のものとしていくには、家庭や地域、学校が緊密に連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていくことが重要です。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体を自由におびやかす虐待については、発生予防・早期発見・早期対応・再発防止のためのさらなる取り組みが必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

また、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、家庭や地域、学校が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を教え、自分で自分の身を守り、はっきり意思表示できる力を養うことも大切です。

このため、学校では教育活動全体を通じた人権教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容について理解させるとともに、学校全体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境とすることが、求められています。

「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」は、1989年に国連総会で採択された国際条約。

この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお飢え・貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重・保護の促進を目指したもの。

本条約の発効を契機として、さらに一層児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教育が行われることが求められている。

(2) 行政が取り組むこと

1. 「児童の権利に関する条約」の普及促進

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民の子どもに関する人権意識の高揚を図ります。

2. 相談体制の充実

子どもに関する様々な相談に対応する「元気こども総合相談センター」の資質の向上や周知に努め、子どもや保護者等からの相談に適切に対応します。

また、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

3. 児童虐待防止体制の充実

児童虐待など、要保護児童の早期発見・早期支援のため、要保護児童対策地域協議会を構成する、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

4. いじめの解消

子ども一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員が持つことが大切です。なお、いじめが判明した場合、人権に十分配慮しつつ、正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、組織的な取り組みを進め、適切な対応によっていじめの解消を図ります。

5. 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

いじめ・不登校に積極的に関わるスクールカウンセラーや少年安全サポーターの活用により、カウンセリング機能のさらなる充実に取り組み、子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。

6. 人権教育の充実

子どもの発達段階に応じ、人権の意義・内容について理解させるとともに、適正な人権感覚を育成し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるように努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

一人ひとりが子どもに心を開いて話を聞いてあげましょう。
幼い頃から命の大切さを教え、善悪のけじめをしっかりと身につけさせましょう。
よその子やきょうだいとの比較はやめましょう。
子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まずに身近な人に相談しましょう。
子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に相談しましょう。

【地域でできること】

地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声かけをしましょう。
児童虐待の疑いがあれば、児童相談所や福祉事務所など関係機関に知らせましょう。
子育て家庭が孤立しないように、ご近所同士お互いに声をかけ合いましょう。
子どもの虐待やいじめの場面に遭遇したら見て見ぬふりをしないようにしましょう。
「児童の権利に関する条約」に関する勉強会を開きましょう。

7 障害児に対する支援充実のために

(1) 現状と課題

心身の障害により、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことが重要です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが、障害児に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

また、障害児の療育・教育においては、その子どもが将来、社会人として自立した生活を送れるよう、持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身につけることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な治療と指導訓練を行うこと、また一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障害のない子どもと共に学びあえる教育を行うことがなによりも重要です。障害があるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがない療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

さらに、障害児一人ひとりの能力、適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応・指導を行うためには、教職員の資質、指導技術の向上や、個々の障害児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育指導が何よりも重要です。特に、今後の特別支援教育を進める中で、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症など、対象となる児童生徒の増加や対象となる障害種別の多様化に対応できる体制を整えていく必要があります。

ノーマライゼーション

一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

(2) 行政が取り組むこと

1. 障害児理解のための啓発

障害児や障害児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを目指して、多様化する障害と障害児に対する理解を深めるための啓発を行います。

2. 療育相談支援体制の整備・充実

心や体の発達の遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関との連携を図りながら療育相談支援体制を整備します。

3. 障害児保育等の充実

可能な限り保護者の望む保育所や幼稚園等での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

4. 教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。

5. 療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

障害児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、療育・教育相談や就学指導等に関する広報の充実に努めます。

6．特別支援教育の充実

障害児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるように、関係機関や関係者等との連携を深め、個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。

また、教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症など、障害種別の多様化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

7．交流学习等の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

8．障害児とその家族に対する支援の充実

障害児やその監護者、養育者に対し、医療費の助成、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付などを通じて生活支援を行います。

また、在宅障害児に対する日中一時支援、短期入所等、適切な福祉サービスの利用を支援します。

9．障害児の放課後支援の充実

障害児の放課後支援について、体制の整備、充実を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

地域に積極的に溶け込み、地域の人たちと顔なじみになりましょう。

障害児に関わるイベントなどに積極的に参加しましょう。

障害に対する理解を深めましょう。

【地域でできること】

障害を理解し、障害者に対して温かい支援をしましょう。
各種イベントに障害者を理解するための企画を取り入れましょう。
障害児の保護者が語り合える場をつくっていきましょう。
点字ブロック上に障害物があれば片づけましょう。
障害者用駐車スペースは正しく利用しましょう。

基本目標2 すべての家庭が安心とゆとりを持って、 子どもを生き育てることができるまちづくり

私たちは、子育ての喜びとたいへんさを共に分かちあいながら、すべての家庭が安心とゆとりを持って、子どもを生き育てることができるまち「周南」をつくります。

そのために必要なこととして、次の5点を掲げます。

1. 喜びと安心に満ちた健康で安全な妊娠と出産ができる
2. 育児等について気軽に相談でき、広く情報が得られる
3. 安心して子どもを預けられる場所がある
4. 家族で協力して子育てができる
5. 子育てに伴う経済的負担が軽減される

1 喜びと安心に満ちた健康で安全な妊娠と出産のために

(1) 現状と課題

妊娠・出産・産褥期^{さんじょくき}の女性は、短期間での大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、父親と共に愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うこととなります。この時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

なお、近年、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が問題となっており、市、県及び国ではこのような夫婦に対し、不妊治療にかかる費用を助成しています。少子化が進む中、このような子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対する助成は、少子化対策としても重要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

妊娠期から夫婦で共に協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、「ままぱ学級」等を通して妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

2. 母子健康手帳の早期交付

妊娠満11週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届の提出を呼びかけます。

3. 妊産婦に対する訪問指導の充実

個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導、新生児訪問等を充実し、安心・安全な妊娠・出産の確保を図ります。

4. 喫煙に関する知識の普及と禁煙・分煙の推進

母子健康手帳交付時の妊婦面接等で喫煙状況を把握し、喫煙に関する知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

5. 不妊治療に対する助成制度の広報

一般不妊治療や体外受精及び顕微受精の特定不妊治療にかかる費用の市、県及び国の費用助成制度の広報に努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

満11週までに妊娠届けを出し、母子健康手帳をもらいましょう。
 妊娠を機に健康について考え、妊娠中の喫煙・飲酒はやめましょう。
 妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従いましょう。
 妊産婦は経験者に相談にのってもらいましょう。
 妊産婦・乳幼児健康診査を必ず受けましょう。
 不安やストレスをためないように解消法を見つけましょう。

【地域でできること】

妊産婦が活動しやすい環境をつくりましょう。
 不特定多数の人が利用する施設には授乳できる場所を設けましょう。
 妊産婦に席を譲りましょう。
 多数の人が利用する施設の管理者は分煙対策を講じましょう。
 妊産婦にやさしい職場環境・勤務体制をつくりましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|------------------|----------------|----------------|---------------------|
| 妊娠11週以下での妊娠の届け出率 | 84.4% | 上げる | 平成21年度 保健事業の概要より |

2 育児等について気軽に相談し、広く情報を取得するために

(1) 現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。そこで、このような親がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備すると同時に、親同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

また、安心とゆとりを持って子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政サイドからのタイムリーな情報提供はもちろんのこと、親自らも子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努める必要があります。

さらに、その取得した情報をもとに、自ら子育てについて学ぶことができれば、育児不安を払拭し、心理的ゆとりを持った子育てを実践することも可能となります。そのためには、各種子育て講座・講演等を開催することによって親自ら子育てについて学べる機会を確保するとともに、子育てに関する情報取得や学習活動を見守る、地域での世代を超えた子育ての支援者の存在が必要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子育てに関する相談や学習の場の充実

母子保健事業としての各種相談・学習事業や、子育て交流センター・支援センターや「周南市元気こども総合相談センター」における子育て相談等の充実を図り、子育ての相談や学習の場の充実に努めます。

また、幼稚園等では、地域の未就園児親子が気軽に園児と遊び、ふれあう場や子育ての悩み相談、情報提供の場として、施設開放の充実に努めます。

2．親子で集える場の整備

子育て交流センター・支援センターなどの地域子育て拠点施設での親同士、子ども同士の遊びや絵本の読み聞かせ、子育て講演会など、交流事業の充実を図り、親子で集い楽しめる機会や場を増やすとともに、子育て支援者や団体と連携した交流の場の拡充に努めます。

3．子育ての仲間づくりの促進

各種の子育て支援機関や子育て交流センター・支援センターなどにおいて、地域の子育ての仲間づくりを促進します。

また、地域での子育て活動の担い手の育成・支援及びネットワークづくりを行うなど、その実施方法の改善を図ります。

4．ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックや子育て交流センター・支援センター発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。

5．民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員の活動に関する情報の普及

市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けられるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員の活動に関する情報の普及に努めます。

6．ファミリーサポートセンター事業の推進

安心とゆとりを持って子育てができるように、ファミリーサポートセンターにおいて、子育ての援助が受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員登録を行い、相互支援を行うとともに、積極的な普及・啓発に努め会員登録の増加や利用の促進を図ります。

また、多様な保育ニーズや複雑化した相談に対応するため、相談体制の充実に努めていきます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

近所とのコミュニケーションを大事にしましょう。
 自ら子育てに関する情報収集に努めましょう。
 近所との情報交換に努め、子育てについて学びましょう。
 子育てサークルに参加しましょう。
 子育て講座・講演に参加しましょう。

【地域でできること】

集会所などの地域の施設を開放しましょう。
 公園や空き地を親子の交流の場にしましょう。
 世代を超えた地域の行事を計画しましょう。
 地域での子育て情報紙を作成しましょう。
 地域で子育てに関する情報を提供しましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--------------------------------------|----------------|--|----------------|---------------------------|
| 地域子育て支援拠点(子育て支援センター等)設置数(か所) | 10 | | 13 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| ファミリーサポートセンター会員数(人) | 1,022 | | 1,022 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 子育て仲間がいる保護者の割合 (就学前児童の保護者) | 79.6% | | 増やす | 平成20年度 市民アンケート調査 より |
| (小学1～4年生の保護者) | 83.6% | | | |
| (小学5・6年生の保護者) | 85.4% | | | |
| 子育てが楽しい保護者の割合 (就学前児童の保護者) | 96.1% | | 増やす | 平成20年度 市民アンケート調査 より |
| (小学1～4年生の保護者) | 94.3% | | | |
| (小学5・6年生の保護者) | 96.2% | | | |
| 元気子ども総合相談センターを知っている保護者の割合(就学前児童の保護者) | 36.3% | | 増やす | 平成20年度 市民アンケート調査 より |
| (小学1～4年生の保護者) | 44.0% | | | |
| (小学5・6年生の保護者) | 48.8% | | | |

3 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

(1) 現状と課題

子育てについては、核家族化の進行や男女の固定的な役割分担意識をはじめ、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっており、四六時中子どもに手がかかり自分の自由な時間が持てないなどの悩みが広がっています。また、女性の社会進出や家庭の事情などにより、どうしても子どもを預けなければならないことも少なくありません。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりを持って子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所が身近にあることが重要です。安易な子育ての放棄は許されませんが、子どもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも必要です。祖父母をはじめとする親族に頼ることが困難な家庭については地域社会の中で、そのような場所を確保していくことが大切です。

また、子どもの預け先がないために、いろいろな活動をあきらめるという事態が発生しないよう、子育てに関する情報の提供や発信、子育て中の保護者への配慮が求められます。

(2) 行政が取り組むこと

1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを把握し、保育所における通常の保育はもとより、延長保育、一時預かり、障害児保育、病児・病後児保育など、子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細かな保育サービスの提供を図ります。

また、近年の国・県の動向に対応していくため、「認定こども園」の普及促進についても、地域における今後の需要等を踏まえながら適切に進めていきます。

これらの施策を総合的に推進することにより、待機児童「0(ゼロ)」を維持し、さらなる保育サービスの充実に努めます。

2．子育て支援短期利用事業の実施

親が病気、出産等で不在の時や、仕事が残業または休日勤務等により、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図るため、福祉施設を活用したショートステイの受入れを行うとともに、トワイライトステイ（夜間養護）・休日預かりを実施します。

3．ファミリーサポートセンター事業の充実

子育て支援のため、ファミリーサポートセンターの充実を図り、依頼会員と提供会員の連携を深め、安心して子どもを預けられる場所の確保に努めます。

4．子育てに関する情報提供の強化

子育て事業や制度の紹介、保育所・幼稚園情報などをはじめとする子育て情報の積極的な提供を図るとともに、情報誌やパンフレット、ホームページなど様々な媒体や、子育て講演会等のあらゆる機会を活用し、積極的な情報の発信に取り組みます。

（3）家庭や地域でできること（行動目標）

【家庭でできること】

近所の人たちと日常のあいさつを交わしましょう。
日頃から子どもを預けられる人間関係をつくりましょう。
地域の子ども会や子育てサークルなどに参加しましょう。
ファミリーサポートセンター等を上手に活用しましょう。

【地域でできること】

イベントなどの主催者は託児コーナーを設けましょう。
近所同士で子どもを預かり合いましょう。
子育てボランティアグループを組織しましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|----------------------|--|----------------|---------------------------|
| 安心して子どもを預けられる場所が身近にあると思う保護者の割合 | - | | 増やす | |
| ファミリーサポートセンターを「利用している」と回答した保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学1～4年生の保護者) (小学5・6年生の保護者) | 4.8% 2.2% 1.2% | | 増やす | 平成20年度 市民アンケート調査 より |

認定こども園

幼稚園、保育所のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供を行う機能を備えるものとして、都道府県から認定された施設。

4 家族で協力して子育てをするために

(1) 現状と課題

ゆとりを持って子育てを楽しむためには、母親一人にその負担が集中しないよう、家族で協力して子育てを分担することが不可欠です。核家族化が進む中、以前に比べると家事や育児に協力的な父親も増えていますが、まだまだ十分とは言えません。

アンケート調査結果では、仕事と子育てを両立するために必要と思うことについて、回答者の約9割が「家族の協力」を選択しています（p25参照）。「育児は母親の仕事」という意識を変革し、父親をはじめ家族全員の家事・育児への積極的な参加が求められています。

また、働く女性が増える中で、職場においても、妊娠・出産・授乳など女性しか担えない重要な役割に対する理解を深める必要があります。男性も子育てに参画していくために、職場の理解と協力が欠かせません。

さらに、祖父母がいる家庭については、世代間での相互理解を深めながら、気持ちよく子育ての応援を頼み、頼まれる関係を築くことも重要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 男性の育児への積極的参加の促進

妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、「ままばば学級」や男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的な参加を促進します。

2. 男女共同参画意識の啓発

家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

3．育児休業制度の活用促進

育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度や休業中の手当への支給の促進を図ります。

また、母親だけでなく父親に対しても育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。

4．子育て支援の重要性の啓発

事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進等、仕事と育児の両立のための啓発を行います。

(3) 家庭や地域、企業でできること（行動目標）

【家庭でできること】

お父さんは育児に関して興味を持ち、育児方法についてお母さんと共通の認識をもちましょう。

夫婦や家族でよく話し合い、お互いを思いやって協力して育児をしていきましょう。

お父さんもお母さんも職場からできるだけ早く帰って、子どもとふれあう時間を持ちましょう。

お母さんはお父さんに何をしたいかを具体的に言いましょう。

おじいさんやおばあさんは、子育ての経験を生かし、若い世代の子育てを助けるとともに、最近の子育て事情についても学びましょう。

【地域でできること】

おやじの会や地域行事を通して、父親同士の交流を図りましょう。

【企業でできること】

育児休業制度の利用しやすい環境、子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。
 子育ての大切さを理解し、ノー残業デーをつくるなど、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。
 事業主は一般事業主行動計画 を策定し、推進に努めましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|------------------------------------|----------------|--|----------------|-----------------------|
| 男女共同参画意識醸成を目的とした学習講座等への年間延べ参加者数(人) | 1,217 | | 1,500 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |

育児・介護雇用安定助成金(両立支援レベルアップ助成金)

仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体へ支給される助成金。助成金には、育児・介護費用等補助、代替要員確保、子育て期の短時間勤務支援、職場風土改革、休業中能力アップ、事業所内託児施設設置運営の6種類がある。

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」では、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、301人以上(平成23年4月1日以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならない。また雇用する労働者が300人以下(平成23年4月1日以降は100人以下)の事業主には、同様の努力義務があるとされている。

5 子育てに伴う経済的負担の軽減のために

(1) 現状と課題

昨今の厳しい経済情勢の中、子育て家庭への手当支給や医療費助成、有料で行う予防接種の援助など、子育てに伴う経済的な負担の軽減施策の充実は家庭における子育て支援の重要課題の一つとなっています。

子育てに対する経済的支援を望む声が増加する中、国や県の動向を踏まえ、優先度や必要性の高い取り組みを考慮し、効果的で可能な支援について検討していく必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子育て家庭への手当等の支給

各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

2. 乳幼児医療費等の助成

乳幼児やひとり親家庭の健康増進と児童の健やかな成長を支援するため、医療費の一部助成を行います。

3. 保育所・幼稚園保育料の助成

市内の保育所では、同一世帯から2人以上の子どもが入所した場合、保育料の減免、私立幼稚園に対しては、園児保護者補助金及び就園奨励費補助金の支給を行っていますので、今後も引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ります。

4. 不妊治療に対する助成

子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、平成16年度より不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療にかかる費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ります。

5．就学援助制度の充実

就学援助制度は、経済的理由により、児童生徒を就学させることが困難な保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費等の教育費を援助します。

6．奨学金貸付制度の充実

向学心に燃え、人物・学業が優秀でありながら家庭の経済的理由により修学が困難な人に対する奨学金貸付制度の充実を図ります。

7．ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立のための事業を進めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

子どもを持つことによる喜びや充実感を話しましょう。見い出しましょう。

【地域でできること】

家計のやりくりの工夫や子育て用品の譲り合いなどを教えてあげましょう。

基本目標3 地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり

私たちは、安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境をつくるため、お互いに協力しながら、地域全体で子育てを支えることができるまち「周南」をつくります。

そのために必要なこととして、次の5点を掲げます。

1. 子育て家庭と地域との連携がとれている
2. 地域の人々との交流ができる
3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
4. 子どもにも、子ども連れにも外出しやすいまちづくりが行われている
5. 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

1 子育て家庭と地域との連携を確保するために

(1) 現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきています。そのような状況の中で、地域の人々の温かな一言や支援が親を勇気づけ、子育てを楽にしていきます。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、地域で活動する様々な子育て関係者や教育機関が中心となって、子育て家庭に関わりを持ち、それぞれのニーズにあった支援を行うことが重要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 地域情報提供体制の整備・充実

子育て交流センター・支援センターをはじめとする、各種子育て関係機関、団体、関係者、学校や行政機関等が緊密に連携を取りながら、子育てや教育についての幅広い情報を届けるための体制整備・充実を図ります。

2．子育て支援ネットワークの推進

母子保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員や食生活改善推進員の活動等をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。

3．グループ育成や支援者養成の推進

地域ぐるみで子育てや教育を支援するため、子育てや教育課題に応じた自主的なグループ・団体等の育成、地域における支援者養成やネットワークづくりを推進します。

4．訪問・相談事業の推進

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊婦や子育ての悩み・不安に応じます。また、各地域に根ざした身近な相談役として、母子保健推進員などが家庭を訪問する事業を推進します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

あいさつや声かけをしましょう。

子育てボランティアに参加しましょう。

自ら積極的に情報を得る姿勢を持ちましょう。

サークルや自主グループなど、様々な活動を紹介していきましょう。

【地域でできること】

地域の子どもは地域で大切に育てましょう。
 回覧板等を利用して地域での子育ての情報交換を行いましょ。う。
 子育て中の親が集い、憩える場をつくりましょ。う。
 地域の子育てグループを支援ましょ。う。
 地域の子育てボランティアグループをつくりましょ。う。
 育児経験者は育児相談にのってあげましょ。う。
 地域での声かけをましょ。う。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|----------------|--|----------------|-------------------|
| 乳児全戸家庭訪問実施の割合 | 92.0% | | 増やす | 山口県の母子保健より |
| 「地域の子どもは地域で育てよう」という意識が「大いにある」または「まあまあある」と回答した市民の割合 | 51.4% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 隣人の名前と顔を知っている子どもの割合 (小学5年生) (中学2年生) | 68.0% 63.3% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 地域の子どもたちが「よくあいさつする」と回答した市民の割合 | 17.4% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |

2 地域の人々との交流を促進するために

(1) 現状と課題

地域ぐるみで子育てを支える活動は、市民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置付けられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流を持っておくことが必要です。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。自ら地域への愛着を深めるとともに、日々のあいさつやふれあい、幅広い世代間の交流、地域の祭りや団体行事等への家族での参加、ボランティア活動等を通じて、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが重要です。

また、これら地域の様々な人々との交流は、子どもの社会性を養う上でも極めて有益です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 地域で子どもを見守り育てる活動の促進

「地域で子どもを見守り育てよう」という共通目標のもと、「あいさつ運動」を基本に、各地域で子どもの健全育成に取り組んでいる周南市青少年育成市民会議の活動を支援し、学校や地域と連携して子どもの健全育成に取り組みます。

2. 地域での交流が広がる場の拡充

学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子や家族に開放するよう図るとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親等の利用を促進します。

また、幼稚園・保育所・児童館等において、子どもたちと高齢者とのふれあい活動、子育て経験者による子育て・教育相談や交流行事等を計画します。

さらに、小学校では、地域の人材を安全管理員や学習アドバイザーとして活用し、同じ地域の子どもたちとしっかりふれあいながら体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」の取り組みを推進します。

3．ボランティア活動の情報提供と参加促進

子どもたちが地域の中でボランティア活動を体験できるように、情報を収集し、参加募集や体験活動の紹介などの情報提供を行います。

ボランティア活動に参加して、地域の大人や仲間と出会いふれあう中で、地域社会の一員としての自覚も生まれ、社会性や豊かな人間性が磨かれるので、子どもたちのボランティア活動への参加を促進します。

4．地域への愛着を高める活動の促進

郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

5．民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等との交流支援

地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員、地域における支援者等と日頃から交流が図れるよう支援します。

6．子ども会や子育てサークルの活動支援

地域の人々との交流にもつながる子育てサークル、子ども会、スポーツ少年団等幅広いグループ・団体等の活動を支援します。

7．誰もが子どもがいる幸せを実感できる社会を共に考える機会の提供

子育てに関する様々なフォーラムやイベントを実施し、子どもと大人が交流できる機会の提供などにより、最近の子育て事情を伝え、子どもを生み育てることを社会全体で支援する意識の醸成を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
 子育てサークルや子ども会等に入会し、行事に参加・協力しましょう。
 学校のイベント等を利用し、地域の人と交流しましょう。

【地域でできること】

地域の伝統行事や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
 地域のイベントや行事に、積極的に青少年ボランティアを活用しましょう。
 子どもが高齢者や障害者と地域で交流できる場をつくりましょう。
 子育て用品や子供服の交換などの交流の場をつくりましょう。
 中学・高校生をはじめ若い世代にも魅力のある地域行事を工夫しましょう。
 地域行事等の企画にあたっては、子どもの意見も取り入れましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|---|----------------|--|----------------|-----------------------|
| 放課後子ども教室推進事業年間延べ参加者(人) | 8,800 | | 増やす | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 学校や地域の行事に「よく参加する」と回答した保護者の割合 (小学1～4年生の保護者) | 44.1% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |
| (小学5・6年生の保護者) | 43.5% | | | |

3 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

(1) 現状と課題

近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になっていますが、子どもを持つ親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや放課後児童対策等による地域や行政の支援により、利用者が安心して働くことのできる環境が必要です。

また、企業・事業所においても、従業員に対する仕事と子育ての両立支援、企業等の活動を通じた子どもと子育て家庭の応援や地域の子育て活動との協働等が求められています。

しかし、企業等の子育て支援や仕事と生活との両立の促進については、昨今の経済状況や職場優先の企業風土等を背景として依然大きな差があり、全ての企業等で子育てしやすい職場環境が整備されることが期待されます。企業等の規模や雇用形態にかかる課題等も指摘されており、企業等の自主的取り組みによる子育て支援の充実が求められます。

今後も、国や県と連携し、企業等への普及啓発を行いながら、育児休業の取得、有給休暇の取得促進、労働時間の短縮、子どもを持つ従業員に対する職場の理解と協力の促進等、子育てをしやすい職場環境の実現に向けて支援していく必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 育児休業制度等の利用促進の啓発

子育てと仕事の両立を支援する制度としては、育児休業、勤務時間短縮等の措置、時間外労働の制限を請求する権利、子どもの看護を請求する権利等がありますが、これらの制度を企業・事業所と従業員に周知し、子育てがしやすい労働環境づくりを推進します。

2．子育てしやすい職場環境づくりの啓発

企業・事業所等に対して、子育て支援の重要性に関する意識啓発を行い、子育て支援のための様々な制度の周知を図るとともに、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。

また、子育て支援につながる先進的な取り組みをしている企業等と連携した広報活動や、子どもによる親の職場参観・職業理解、企業等での親子交流事業や子育て支援行事等の支援を進めます。

3．多様な保育ニーズに応じ、安心して子どもを預けられる場所の条件整備

多様化する勤務形態に対応するため、地域の子育て家庭の保育ニーズを把握し、保育所における通常の保育はもとより、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育、障害児保育など、きめ細かな保育サービスの提供のための条件整備を行います。あわせてファミリーサポートセンター事業の充実も図ります。

これらの施策を総合的に推進することにより、待機児童「0(ゼロ)」を維持し、安心して働くことができるようさらなる保育サービスの充実に努めます。

4．放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした「放課後児童クラブ」による学童保育と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

5．出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

6．男性が育児へ参加できるための環境整備

父親の子育てへの参加を推進するため、育児セミナー等への男性の参加を促すとともに、育児・介護休業法 に基づく両立支援制度の周知や年次有給休暇の取得などについて、企業・事業所を始め、労働者にも啓発を行います。

(3) 家庭や地域、企業でできること(行動目標)**【家庭でできること】**

男女共に育児休業を活用しましょう。
家族間で協力し、家事の分担をしましょう。
支援してもらえる人がいたら遠慮せずにお願ひしましょう。

【地域でできること】

子育てしながら働く人を温かく見守りましょう。
子育てしながら働く人が参加できる地域行事を実施しましょう。

【企業でできること】

育児休業制度の利用しやすい環境、子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。(再掲)
子育ての大切さを理解し、ノー残業デーをつくるなど、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。(再掲)
事業主は一般事業主行動計画を策定し、推進に努めましょう。(再掲)

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|-------------------------------------|----------------|--|----------------|--------------------------------------|
| 待機児童(人) | 0 | | 0 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 認可保育所入所定員(人) | 2,345 | | 現状維持 | 次世代育成支援 後期行動計画 子育て環境の目標 事業量 |
| 延長保育の実施か所数(か所) | 16 | | 18 | |
| 病児病後児保育の実施か所数(か所) | 3 | | 3 | |
| 放課後児童クラブのクラブ数と定員数 (クラブ) (人) | 27 1,025 | | 36 1,510 | |
| 放課後子ども教室の実施か所数(か所) | 14 | | 33 | |
| 育児休業取得率 (就学前児童の父親) (就学前児童の母親) | 0.5% 20.0% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用される。

育児・介護休業法では、育児休業や介護休業のほか、育児及び家族の介護を行いやすくするための勤務時間等に関し、事業主が講ずべき措置を定めおり、事業主は、育児・介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置、時間外労働及び深夜業の制限について、規則を設けておく必要がある。

4 子どもにも子ども連れにも外出しやすいまちにするために

(1) 現状と課題

公園、遊び場、公共施設や自然環境等は、子どもたちの豊かな体験活動・学習を支える身近な教育環境です。しかし、遊具や施設に危険か所が発見されたり、利用上の困難が指摘されたりすることがあります。

また、不特定多数の人が利用する公共的な施設の中には、授乳やオムツ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子どもや妊産婦、子ども連れの人に危険な場所もたくさんあります。

このような状況を改善し、子どもたちや子育て中の家族が、気兼ねなく外出し、様々な体験や社会参加をすることができるように、道路、公園や施設等の生活・教育環境の整備を図ることが必要となります。

また、同時に、市民の子育て支援の意識を高め、子ども連れの人や妊産婦等への理解を深めることが必要になってきます。

(2) 行政が取り組むこと

1. 公園、道路や施設等の整備、バリアフリー化の推進

子どもや子育て中の家族等が気軽に利用でき、楽しめる公園、遊び場、公共施設等の整備を推進します。

また、妊婦、子ども連れやベビーカーを利用する人等が、安心して外出できるよう、幅の広い歩道、休憩エリアや多目的トイレの設置等を進めるとともに、段差の解消や点字ブロックの整備等、安全で快適な生活空間の確保を推進します。

2. 安全な交通環境づくり

ノンステップバスの導入支援等による、すべての人が利用しやすい交通環境づくりに努めます。また交通安全教育などの各種啓発活動を通して運転者や歩行者のマナーの向上をめざし、子どもや子ども連れの人々を守る交通環境づくりを推進します。

3. 子育て中の親が外出しやすい環境の整備

外出中に授乳やオムツ交換で立ち寄ることができるスペースや施設を、(仮称)「赤ちゃんの駅」として広く広報するとともに、分かりやすい表示を行うなど、子どもや子育て中の親等が安心して外出できる環境づくりに取り組みます。

(3) 地域でできること(行動目標)

【地域でできること】

不特定多数の人が利用する施設には、授乳やオムツ替えができる場所を設置しましょう。

店内はベビーカーの通りやすい通路を確保しましょう。

子どもや妊婦の集まる場所では、禁煙を心がけましょう。

公共の場所では禁煙対策をしましょう。

託児コーナーを設置するなど、子育て中の家族にも利用しやすい店づくりに努めましょう。

子ども連れの人が外出しやすいよう、歩道に看板や陳列台などを出さないようにしましょう。

公園や道路の清掃・美化に努めましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|---------------------------------|----------------|--|----------------|--------|
| 子ども連れに配慮された施設が増えてきたと感じている保護者の割合 | - | | 増やす | |

5 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

(1) 現状と課題

近年、子どもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇した子どもたちは、心に深い傷を残すことも少なくはありません。本市では、平成18年3月に「安心安全まちづくり条例」を制定し安心・安全なまちづくり推進のために市民安全の日(毎月11日)を定めました。

このような中、「子ども110番の家」の設置や子ども見守り活動など、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識を持って、学校・警察・企業・事業所・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

最近では、コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、24時間営業している場所が増えたこともあって、深夜(午後11時以降)に外出する中学・高校生も見られます。

また、経済活動のみが先行した大人社会の産物としての有害環境や、情報化社会の進展に伴う、パソコンや携帯電話によるインターネット上の有害環境からも子どもたちを守ることが必要となっています。

子どもたちの安全確保だけでなく、健全育成という見地からも、益々大人一人ひとりが地域の子どもに目を向けることが重要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもが安全に遊べる公園等の整備

「周南市緑の基本計画」や「周南市都市計画マスタープラン」に基づき、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を図るとともに、グラウンド、体育館等学校施設の利用を促進します。

2. 安全な通学体制の確保

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、青少年育成市民会議を中心とした地域ぐるみの見守り活動の充実を図ります。

また、「子ども 110 番の家」「みまもるカー」「地域のおじさん・おばさん運動」に学校や地域、各関係機関が連携して取り組みます。

3．交通安全対策の推進

市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

4．地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり

子どもの安全や健全育成のために、より多くの団体が連携して「地域で子どもを見守り育てる活動」を展開し、地域コミュニティによるセーフティネットづくりを推進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、不審者に対する対応指導や子どもの自己防衛力を伸ばす防犯活動を支援し、地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

5．健全育成活動の充実

青少年育成センター活動を推進し、青少年指導員や警察署の少年相談員、地域の校外補導組織と連携し、子どもの集まりやすい場所や遊技場などで「ひと声運動」を行いながら街頭補導や夜間巡回を行います。

また、県や近隣市町との連携を図り、広域的な子どもの健全育成活動を推進します。

6．青少年を取り巻く有害環境対策の充実

性や暴力等に関する過激な情報を内容とするメディア（雑誌、ビデオ、コンピュータソフトウェア、インターネットなど）は、子どもの健全な成長を妨げるので、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の連携・協力のもとに、環境浄化活動や啓発活動に取り組みます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。
 子どもの日没後や深夜にわたる無断外出には厳しく注意しましょう。
 子ども110番の家や場所を親子で確認しておきましょう。
 有害な内容のテレビ、ビデオ、インターネット、ゲーム等から子どもを守りましょう。

【地域でできること】

子どもの登下校時には目を向けるなど、通学路の安全確保に協力しましょう。
 遊んでいる子どもの安全を気にかけて、地域で見守りましょう。
 定期的に防犯パトロールをしましょう。
 子ども110番の家に協力しましょう。
 不審な人や車を見たら警察に通報しましょう。
 道路や施設で危険な場所を見つけたら通報しましょう。
 有害情報から子どもを守るための環境浄化活動に参加しましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|---|----------------|--|----------------|-----------------------|
| 地域安全マップの作成地区(地区数) | 29 | | 33 | まちづくり総合計画 後期基本計画より |
| 子ども110番の家がどこにあるか知っている子どもの割合 (小学5年生) (中学2年生) | 71.7% 57.7% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |
| 「住んでいる地域が子どもたちにとって安全だと思うか」という問いに対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した保護者の割合 (小学1～4年生の保護者) (小学5・6年生の保護者) | 67.1% 70.2% | | 増やす | 平成20年度市民 アンケート調査より |

基本目標4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

私たちは、『豊かな心を持ち、子育ての意義・喜びを理解でき、自立して家庭を築くことができる次代の親』を育むことができるまち「周南」をつくります。

そのために必要なこととして、次の3点を掲げます。

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけることができる
2. 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくることができる
3. 社会の一員としての自覚と責任を持ち、親になる準備ができる

1 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために

(1) 現状と課題

思春期は子どもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代の子どもを生き育てる準備期間としても非常に重要な時期です。

本市でも、学校教育の中で、生命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育等が行われており、子どもたちが健やかに思春期をおくために、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図るとともに、親をはじめ周囲の大人が子どもをサポートできる体制づくりを進めています。

しかし、近年、性行動の低年齢化による性感染症の増加等の傾向が見られることから、生命を大切にする教育や、性感染症を防ぐための性教育の重要性が指摘されています。

また、様々なメディアから流される性に関する情報が、思春期の性行動の引き金になるケースがあることも指摘されており、有害な情報から子どもたちを守ることも必要です。特に、近年はインターネットや携帯電話の普及により、興味本位で有害サイトにアクセスし、性犯罪等に巻き込まれる危険性もあります。アンケート調

査結果によると、中学2年生の85.9%が携帯電話でメールやインターネットを利用していると回答しています。IT時代に生きる子どもたちにとって、インターネットの利便性を享受することは不可欠ですが、親をはじめとする大人の新たな責任として、子どもたちにその危険性を十分認識させ、その利用には自己責任が伴うことを教えることが重要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 生命の大切さに関する教育の推進

自然とのふれあいや観察を通して、生命のすばらしさを学ばせるとともに、生命がかげがえのない存在であることに気づかせ、自他の生命を尊重する態度を養います。また、地球上の生命の存続及び生物多様性の確保を図るため、環境問題への理解を深め、環境を守る実践力を育てる環境教育を充実させます。

2. 乳幼児や乳幼児親子とのふれあい体験の推進

生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、児童・生徒を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習の機会を増やします。

3. 学校における性教育等の充実

子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけます。

中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。

4. 性感染症の情報提供と予防の啓発

性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。

5．性に関する誤った情報への対策

現在、性に関する過激な情報が社会に氾濫しており、青少年の健全な成長に対して悪影響を及ぼす恐れがあるので、関係機関と連携して対策を講じます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

思春期の子どもとしっかり向き合い、きちんとした言葉によるコミュニケーションをとりましょう。

悩みや心配事を気軽に話し合えるように、日頃から親子のふれあいを大切にしましょう。

自分が大切に育てられたことを親から聞きましょう(親は子どもに話しましょう)。

子どもの携帯電話の所持にあたっては、通話時間や通話料の抑制などの約束事を決め、常に注意を怠らないようにしましょう。

インターネットの健全な利用を親子で考えましょう。

生物とのふれあいを通して、生命の大切さ・尊さを子どもといっしょに語り合いましょう。

家庭でできる環境保全の取り組みを、子どもと一緒に実行しましょう。

【地域でできること】

児童生徒と乳幼児がふれあえる機会を設けましょう。

日頃から地域ぐるみであいさつができる環境をつくりましょう。

有害環境の浄化に取り組みましょう。

生物とのふれあいを通して、生命の大切さ・尊さを子どもといっしょに語り合いましょう。

地域でできる環境保全の取り組みを、子どもと一緒に実行しましょう。

2 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために

(1) 現状と課題

思春期には、性に関する問題行動以外にも、過度のダイエット、夜更かし、喫煙・飲酒、薬物乱用等の問題行動が子どもたちの健康をむしばんでいると指摘されています。思春期の子どもたちがこれらの健康への影響について理解し、適切な行動がとれるようにするためには、家庭、地域、学校が一体となって教え、見守ることが重要です。

また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。特に、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校、家庭内暴力、ストレスによる摂食障害など、様々な心の問題がクローズアップされています。この時期の子どもたちは精神的に不安定なことを、親や教師をはじめ周囲の大人たちが理解し、しっかりと見守っていく中で子どもたちとの信頼関係を構築することが必要です。

問題を抱えた子どもに向き合うことで悩みを深める親たちからの相談も含め、今後益々、増加・複雑化が予想される相談に対し、相談しやすい体制づくりや、カウンセリング機能の充実を図る必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 自己の健康管理に関する指導の充実

児童生徒が自己の身体や健康の状態を把握しながら、自主的に健康管理ができるよう指導します。特に健康診断・体力測定の結果に関する指導の充実に取り組みます。

2. 学校における保健教育の充実

学校における保健学習や学級活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育等、保健教育の充実を図ります。

3. 喫煙・飲酒・薬物乱用による健康への影響の情報提供・啓発

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。

4. 思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関、児童相談所、「元気こども総合相談センター」等関係機関の連携強化を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

親子で飲酒と喫煙の害について話し合みましょう。
 朝食をきちんと食べる習慣をつけさせませしょう。
 思春期の心と体について話をしましょう。
 思春期の子どもの子育てに関する悩みを一人で抱え込まないで、友達や周りの人に相談しましょう。

【地域でできること】

子どもが利用する施設は禁煙に努めましょう。
 地域の行事についても喫煙のルールをつくりましょう。
 思春期の子どもが持つ悩みを理解し、温かく見守りましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|-----------------------------|----------------|--|----------------|-------------------|
| 朝食を毎日食べている中学2年生の割合 | 83.9% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 家族みんなで夕食を食べている中学2年生の割合 | 54.5% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |
| 元気こども総合相談センターを知っている中学2年生の割合 | 53.9% | | 増やす | 平成20年度市民アンケート調査より |

3 社会の一員としての自覚と責任を持ち、親になる準備を進めるために

(1) 現状と課題

近年、経済的な生活の豊かさを背景に、親から自立しない(できない)若者の存在が指摘されており、社会の一員としての自覚と責任を持って自立の準備ができる教育が強く求められています。

また、若い世代が子育ての喜びや充実感を知らず負担感ばかりを募らせることがないように、さらに親になって初めて子どもを抱き、子育てに戸惑うことがないように、子どもとふれあう機会づくり、子育て支援の取り組みの周知など、子育てについての関心を喚起し、親になる準備ができる環境をつくっていくことが必要です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもの自立促進に向けたキャリア教育の充実

子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚を持って自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実させます。特に、職場見学や職場体験活動は、社会の仕組みを知り、勤労について考えさせる上で効果的なので、これらの体験活動を充実させます。

2. 情報教育の充実

情報化社会が益々進展する中、児童生徒の「生きる力」の重要な要素である情報活用能力の確実な育成に努めます。また、情報化の影の部分、すなわちインターネットを通じた誹謗中傷、いじめ、有害情報、個人情報流出、犯罪等に巻き込まれないため、家庭、学校、関係機関等が連携をとりながら対策を講じるとともに、児童生徒の情報モラルおよび情報への責任を育むために、発達段階に応じた適切な指導を行います。

3．乳幼児等とのふれあい体験の推進

子どもを生き育てることのすばらしさを理解し、子どもや家庭の重要性を理解できるようにするため、児童生徒を対象に乳幼児とふれあう機会をつくとともに、発達段階に応じた子育てに関する学習をさせます。

4．子育て支援の取り組みの周知

次代を担う若い世代が、将来への夢や希望を実現できる意欲を高め、安心して子どもを生き育てたいと思えるような環境を実現するために、幅広い分野での総合的な子育て支援の取り組みの周知を図ります。

5．青少年の社会参加の促進

家庭や地域団体と協力して、子どものボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

また、子どもの意見を尊重し、青少年の健全育成や地域づくりに子どもの意見を反映する機会の充実を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

働くことや子育てをすることの喜びや充実感を子どもに伝えていきましょう。
家庭内での手伝いなど、子どもにも家庭の中での役割分担をしましょう。
子どもをボランティア活動に参加させ、社会の一員としての自覚を促しましょう。
子どもの成長に合わせた親離れ、子離れを考えていきましょう。
子どもは社会のしくみを知り、社会の一員としての自覚を持ちましょう。

【地域でできること】

児童生徒の職場見学や職業体験活動の場を提供しましょう。
中学・高校生のボランティアを活用できるような行事を企画・実施しましょう。

(4) 評価指標と目標

| 評価指標 | 現状 (平成20年度) | | 目標 (平成26年度) | 指標の説明等 |
|--|----------------|--|----------------|-----------------------|
| 市イベント等への中学生・高校生ボランティア延べ参加数(人) (再掲 P49) | 1,184 | | 増やす | まちづくり総合計画 後期基本計画より |

第4章 計画の実現のために

1 子育ての社会化に向けた気運の醸成

市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を理解し、子育てが難しいことばかりではなく、喜びや充実感が得られることを積極的に伝えていきます。また、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ上で本計画内容を公表し、市民への周知を図るとともに、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする市民や地域の気運を高めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、全庁一丸となって計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、地域で活動する様々な子育て関係者や教育機関等や企業とも連携を図りながら、市民との協働による子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については、各種手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

3 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、「こども家庭課」が事務局となり、毎年度、「周南市こども育成支援対策審議会」へ報告し、計画の実現に向けて各事業の進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

(参考) 子育て環境の目標事業量の設定について

次世代育成支援後期行動計画では、全国共通の方式により市町村単位でニーズ量を調査し、下記一覧表の事業について、目標事業量を設定することになっています（ただし、地域の事情により、今後も実施予定のない事業については、目標事業量を設定しないことができます）。

また、これらの目標数値の管理についても、「周南市こども育成支援対策審議会」において、事業の進捗状況とあわせ、調査、審議していきます。

周南市こどもプラン指標評価

周南市こどもプランにおける本文中の指標評価は、周南市まちづくり総合計画後期基本計画におけるこども対策施策事業等を中心に事業実績、平成20年度実施の市民アンケート調査（P6参照）から設定しておりますので、平成20年度の実績数値を評価指標として掲げています。

| 事業名 | 事業の説明 | 目標単位 | H21年度 (実績見込) | H26年度 目標 |
|---------------------|--|-------|-----------------|-------------|
| 通常保育事業 | 保護者が仕事に従事したり、疾病にかかっているなどの場合、保護者に代わって児童保育を行う。3歳未満児を預かる「低年齢児保育」を含む。 | 受入児童数 | 2,320人 | 2,320人 |
| 延長保育事業 | 保護者の就労時間等やむをえない事情により、通常の保育時間を延長して保育を行う。 | 実施か所数 | 16か所 | 18か所 |
| トワイライトステイ事業 | 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難であり緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる。宿泊可。 | 実施か所数 | 1か所 | 1か所 |
| 休日保育事業 | 日曜日や祝日の保育を行う。 | 実施か所数 | 2か所 | 2か所 |
| | | 受入児童数 | 260人 | 260人 |
| 病児・病後児保育事業 | 子どもが病気、あるいは病気回復時にあり集団保育が困難な期間において、保護者が家庭の事情等により子どもの保育ができないとき一時的に保育を行う。 | 実施か所数 | 3か所 | 3か所 |
| | | 実施日数 | 885日 | 885日 |
| 放課後児童 健全育成事業 | 保護者が家庭での保育ができない場合、授業終了後等に小学校低学年児童を主な対象に、余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供する。 | 実施か所数 | 34か所 | 36か所 |
| | | 受入児童数 | 1,160人 | 1,510人 |
| 地域子育て支援 拠点事業 | 地域においての子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、援助等を行う。 | 実施か所数 | 10か所 | 13か所 |
| 一時預かり事業 | 保護者のパート就労や疾病等により一時的に家庭での保育が困難となる児童を預かる。 | 実施か所数 | 22か所 | 22か所 |
| | | 実施日数 | 6,000日 | 6,000日 |
| ショートステイ事業 | 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難な場合、児童養護施設などの施設において養育・保護を行う。 | 実施か所数 | 1か所 | 1か所 |
| ファミリーサポート センター事業 | 預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する。 | 実施か所数 | 1か所 | 1か所 |

周南市こどもプラン
次世代育成支援後期周南市行動計画

平成 22 年 3 月

発 行 山口県周南市
企画・編集 周南市健康福祉部こども家庭課

〒745-8655 山口県周南市岐山通一丁目1番地
TEL (0834) 22 - 8457
FAX (0834) 22 - 8351
